

武豊町子ども読書活動推進計画（案）

（令和7年度～11年度）

武豊町教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画策定の背景	1
2. 第2次計画の概要	2
第2章 子どもの読書活動の現状	
1. アンケート調査	3
2. 武豊町の読書環境の現状	14
第3章 推進計画の基本方針	
1. 計画を推進するための3つの基本方針	16
2. 計画の構成(基本目標)	17
第4章 推進のための方策	
基本目標1:家庭・地域・保育園・学校などにおける子ども読書活動の推進	
1. 家庭における子ども読書活動の推進	18
2. 地域における読書活動の推進	19
3. 保育園・児童館・児童クラブ・子育て支援センターなど における読書活動の推進	20
4. 学校における読書活動の推進	21
5. 町立図書館における読書活動の推進	23
基本目標2:子どもの読書環境の整備・充実	
6. 町立図書館のサービスの充実	25
7. 学校図書館の整備・充実	27
8. 図書館間の連携・協力等の推進	28
9. 地域における読書環境の充実	29
基本目標3:子ども読書活動に関する理解と関心の普及・啓発	
10. 「子ども読書の日」「読書週間」などにおける啓発事業の実施	30
11. 各種情報の収集・提供	31
12. 優れた取り組みの奨励、優良な図書の普及	32
基本目標4:子ども読書活動推進体制の整備・充実	
13. 子ども読書活動推進体制の整備・充実	33
第5章 目標達成のための成果指標	34
資料編	
読書に関するアンケートの調査結果	
児童生徒向けアンケート	36
保護者向けアンケート	46
学校読書調査 子どもの平均読書冊数・不読者の割合	51
子どもの読書活動の推進に関する法律	52
衆議院文部科学委員会における附帯決議	54
文字・活字文化振興法	55

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

「子どもの読書活動」は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。読書により子どもは、日常では得られない物語の世界を体験したり、広い社会を知ること、自分自身の考え方を確かめたり、高めたりすることができます。そしてこの体験を通して、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身に付けることができます。

しかし、近年では、テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアが発達、普及し、子どもたちを取り巻く生活環境は、大きく変わってきています。さらには乳幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの読書離れが指摘されています。

このような状況の中で、国は読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動を社会全体で支援するために、平成12年を「子ども読書年」とする衆参両議院の決議がなされました。

さらには、子どもの読書活動の推進をするための取組を進めていくため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立、公布・施行されました。この法律では、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすることなどを定めています。

この法律の規定に基づき、平成14年8月、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。この計画は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもので、平成18年度までのおおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしました。以後、5年ごとに改訂がされ、令和5年3月に第5次計画(令和5～9年度)が閣議決定されています。

一方愛知県では、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表するという法の趣旨に基づき平成16年4月に「愛知県子供読書活動推進計画」を策定しています。その後「第四次愛知県子供読書活動推進計画」(2023 年度末期間満了)まで改訂を進めていましたが、現計画を2年延長し、2025 年度に策定する次期あいちの教育ビジョン(教育振興基本計画)に本計画を統合することとしています。

このような国や県の計画に準じて、武豊町においても平成19年3月に「武豊町子ども読書活動推進計画」を策定しました。子どもが読書に親しむ場面を想定し、その場所における読書環境を整備し、子どもの読書意欲の向上を目指していくための指針を例記したものでしたが、国・県などの計画が概ね5年ごとに改訂されていく中、本町の計画については計画期間中における図書館運営主体の変更(指定管理事業化)などもあり、改訂されないまま現在に至っていました。

2. 第2次計画の概要

(1)計画の目的

平成13年に公布施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に明示された趣旨に則り、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進していきます。

(2)計画の位置づけ

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」ならびに県の「愛知県子供読書活動推進計画」を基本として、本町が平成19年に策定した「武豊町子ども読書活動推進計画」の骨子を踏まえて改定します。

(3)計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(4)計画の対象

概ね18歳以下の子ども、およびその保護者を対象とします。

第2章 子どもの読書活動の現状

1. アンケート調査

本計画を策定するにあたり、子どもの読書の実態を把握するため、子ども及びその保護者を対象にWebアンケートを実施しました。本町における子どもの読書意識の実態について、多少なりとも明らかにすることができました。

子ども向けアンケート

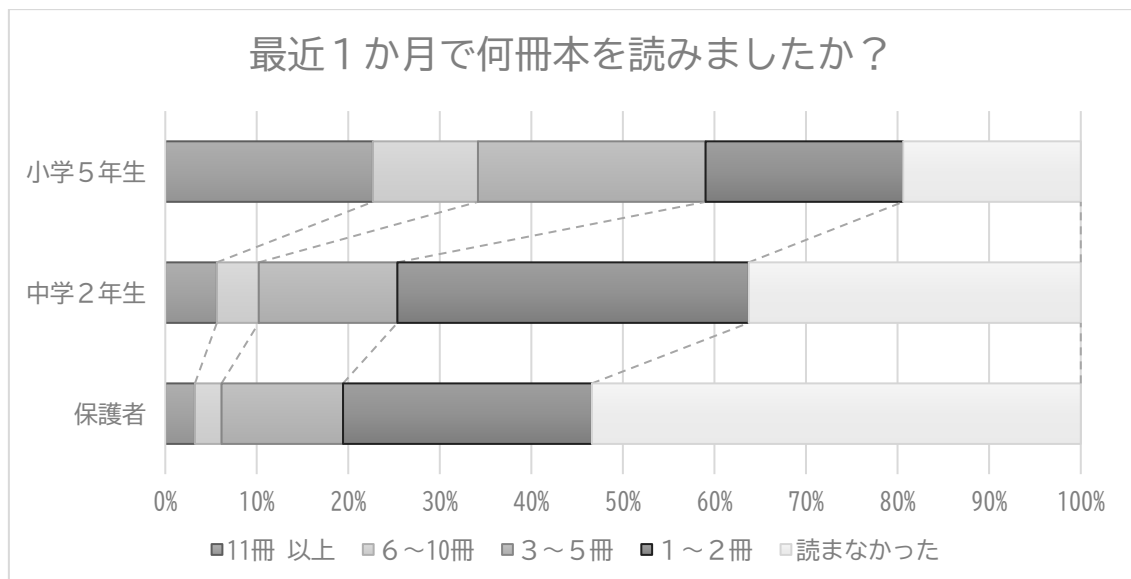
調査対象	町内小学5年生・中学2年生(751人)
調査期間	令和6年10月9日～10月31日
調査内容	現在の読書量、読書意識、学校図書館・町立図書館の利用状況など
回答方法	学校へ配布したチラシのQRコードからタブレット端末で回答
回答者数	650人(回答率 86.6%)

保護者向けアンケート

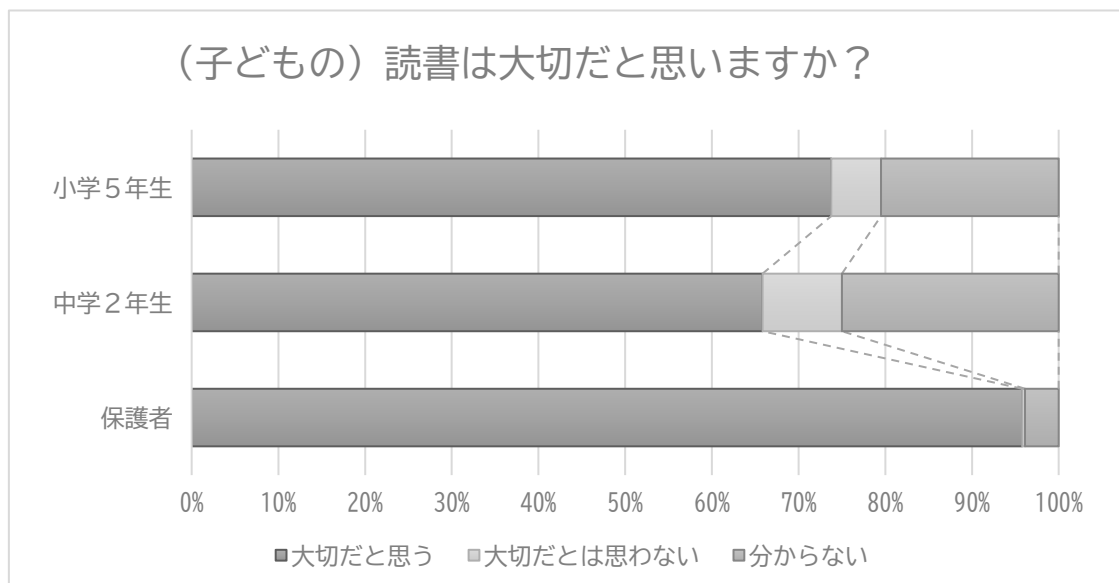
調査対象	町内小学5年生・中学2年生の保護者(751人)
調査期間	令和6年10月9日～11月4日
調査内容	家庭での読書実態、読書意識、など
回答方法	学校より児童生徒を通じて配布物したチラシのQRコード、 若しくは学校より配信したメール上のURLからスマホ等で回答
回答者数	309人(回答率 41.1%)

平成19年度の計画策定の折には、アンケートの実施には至っておりません。したがって、本計画を策定(改定)するにあたっての初めてのアンケート実施となりました。

今後も計画改訂の都度アンケートを継続的に実施することにより、時代の推移と読書意識の変化を推し量っていきたいと考えています。

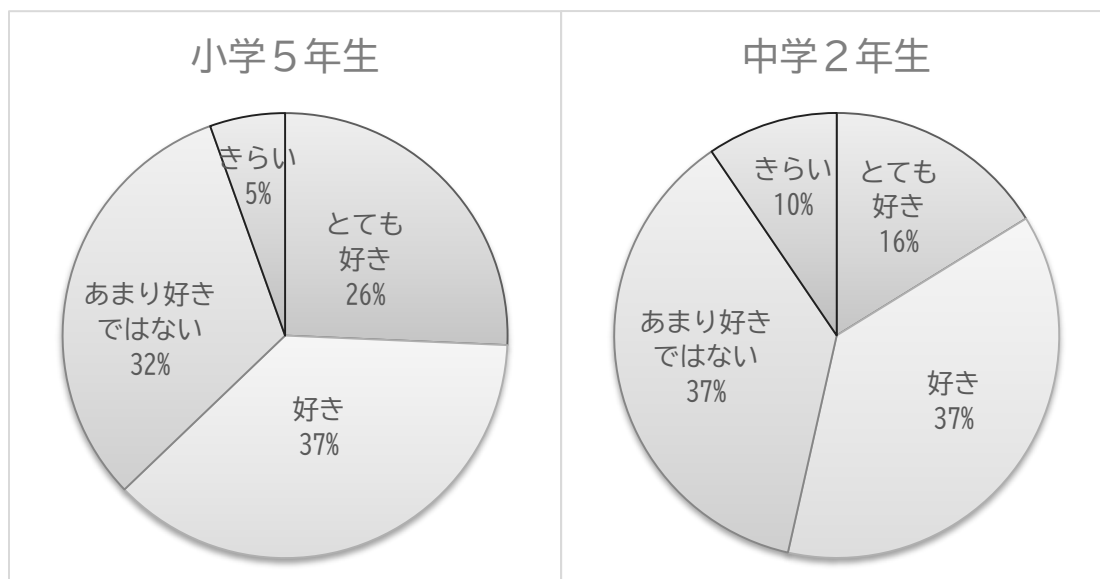


小学生に比べて中学生の方が、読書量が少ない傾向がうかがえます。
大人になると、その傾向はさらに顕著となります。

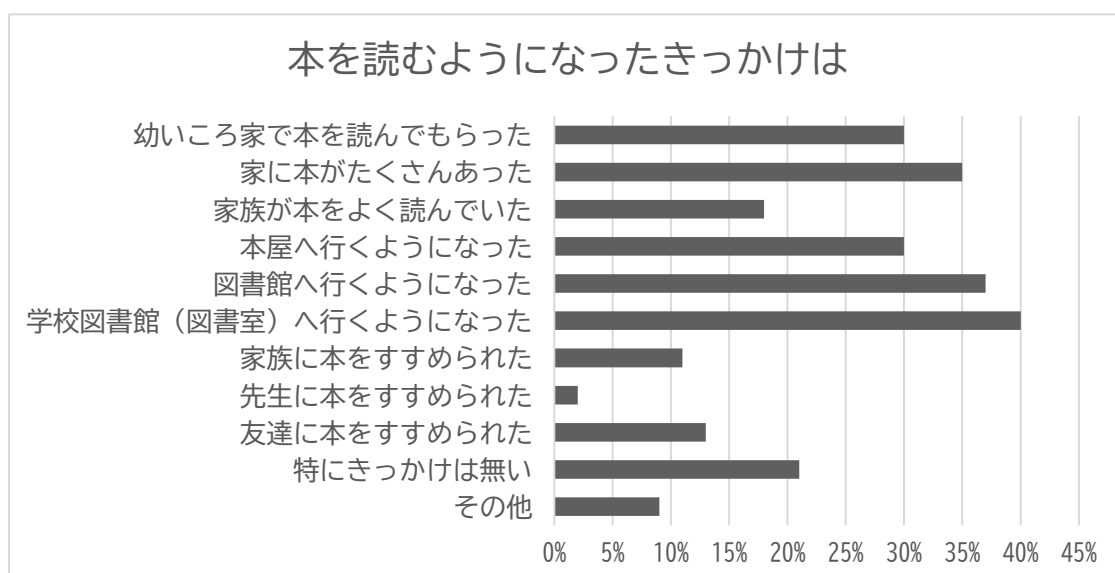


多少の差はありますが、どの年代においても子どもの読書は大切であると認識されています。

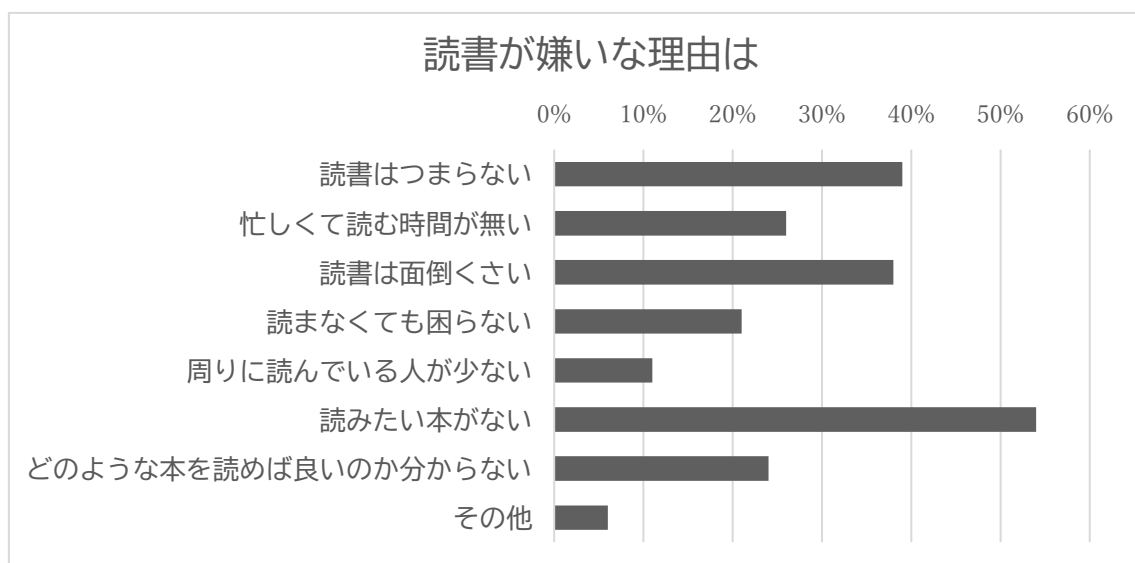
あなたは読書(マンガ・雑誌を除く)が好きですか？



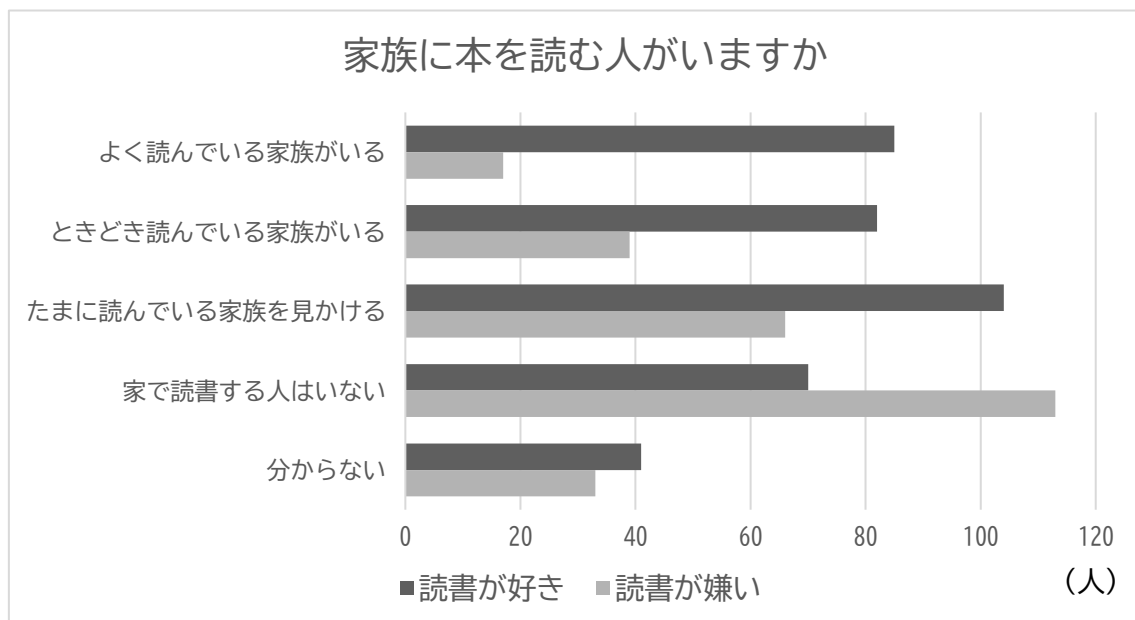
小学生、中学生ともに、読書が好きと回答した子どもは過半数を超えています。しかしながら、小学生に比べ中学生は好きではない比率が増えています。



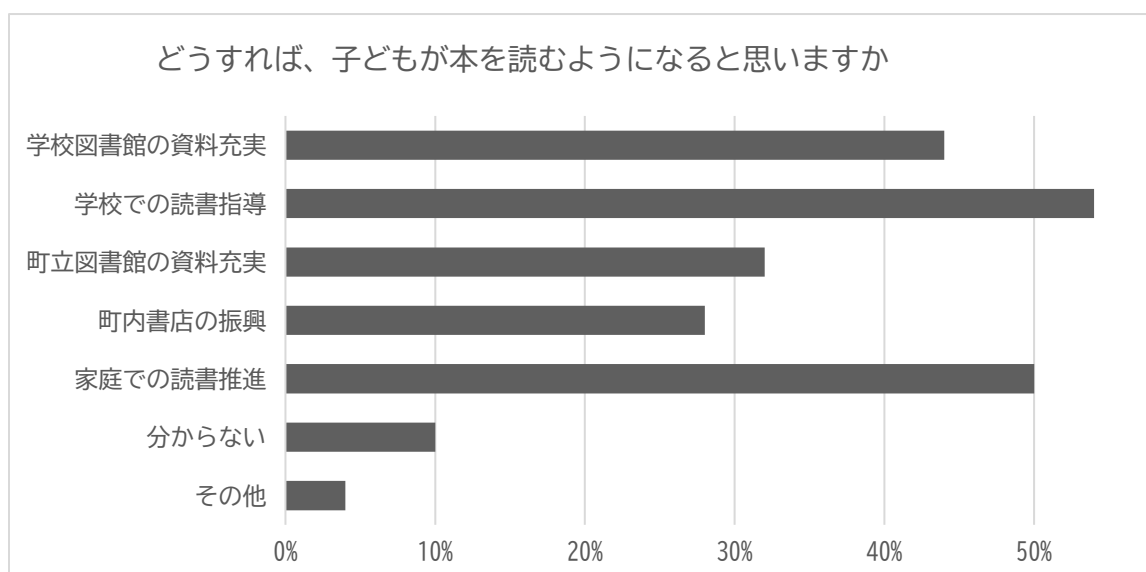
「とても好き」「好き」と答えた方に、本を読むようになった動機を聞いたところ、家庭環境や図書館・書店の利用を通じてという理由が多く見られました。



一方、「あまり好きではない」「きらい」と答えた方にその理由を聞いたところ、「読みたい本がない」「読書はつまらない」といった意見が多くありました。「どのような本を読めば良いのか分からない」を含め、子どもたちに読書の魅力が伝え切れていないと感じます。

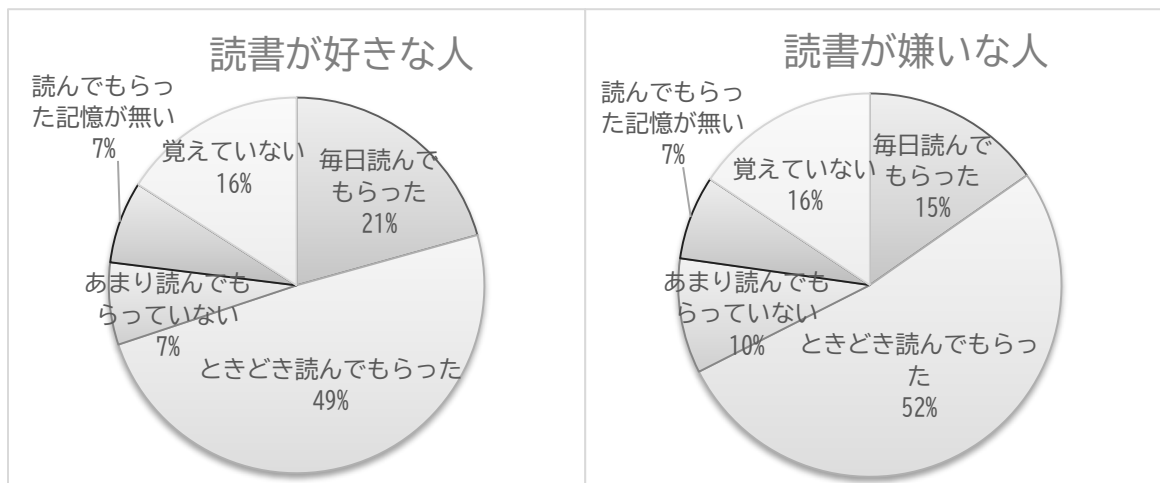


読書が好きな人(読書がとても好き・好き)の家庭の読書環境と、読書が嫌いな人(あまり好きではない・きらい)の家庭の読書環境で比較してみました。読書好きな人の家庭には、読書をする人が多いようです。



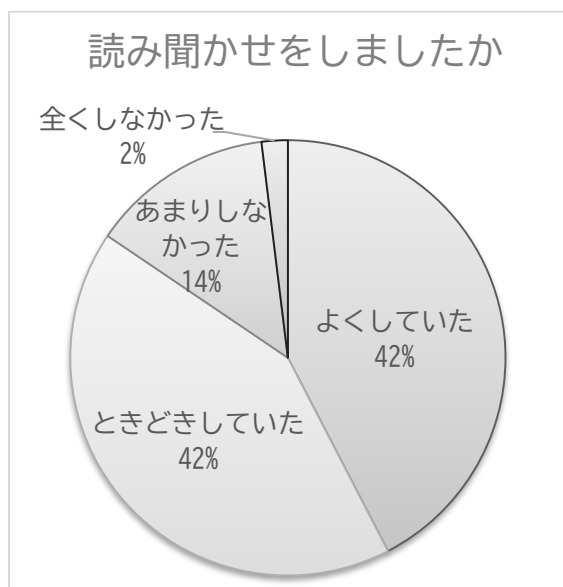
保護者の方々に、子どもへの読書指導について聞いたところ、「学校での読書指導」に次いで、「家庭での読書推進」の重要性が認識されているようです。

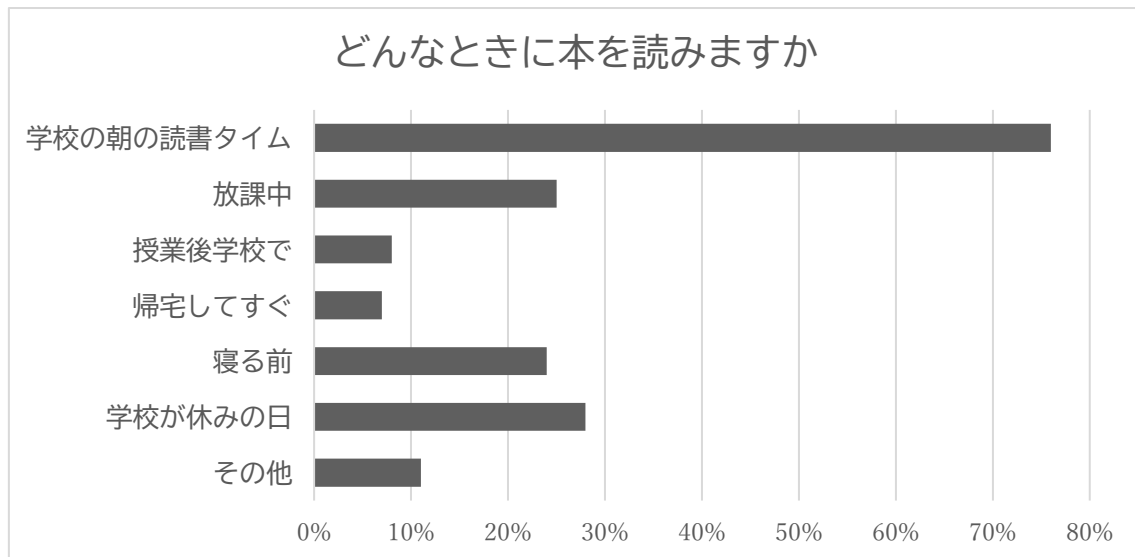
家で読み聞かせをしてもらいましたか？



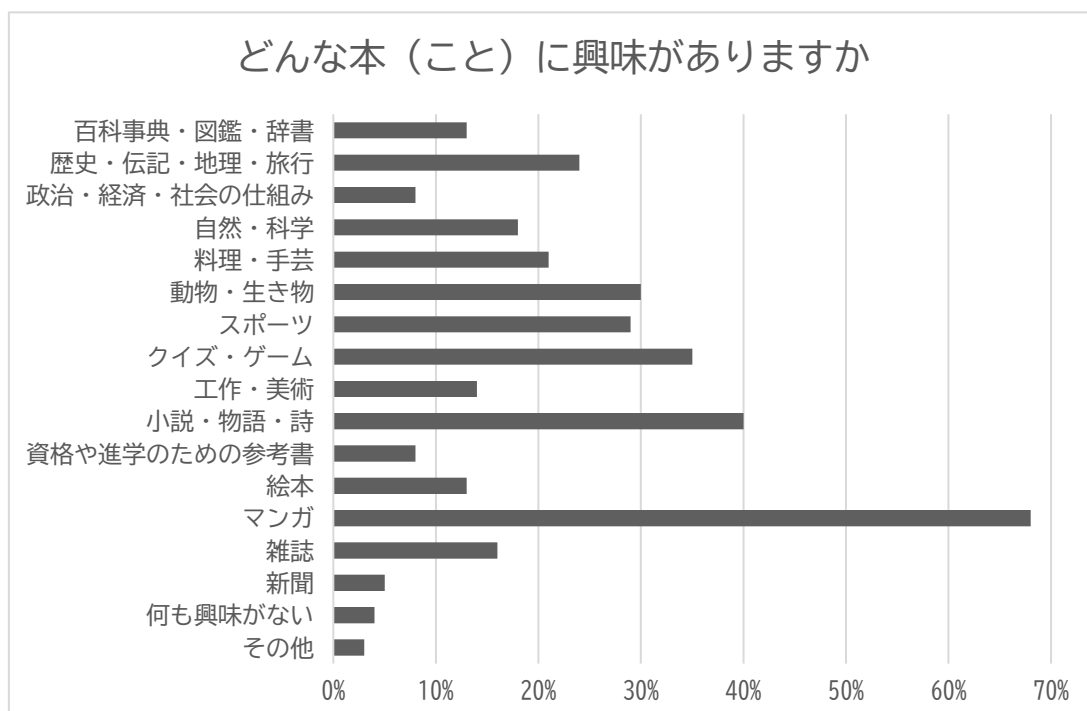
幼いころの読み聞かせの記憶については、読書が好きな人、嫌いな人で差異がありませんでした。

保護者へのアンケートで子どもに読み聞かせをしたことがあるかをお聞きしたところ、ほとんどの家庭で読み聞かせが実践されていました。



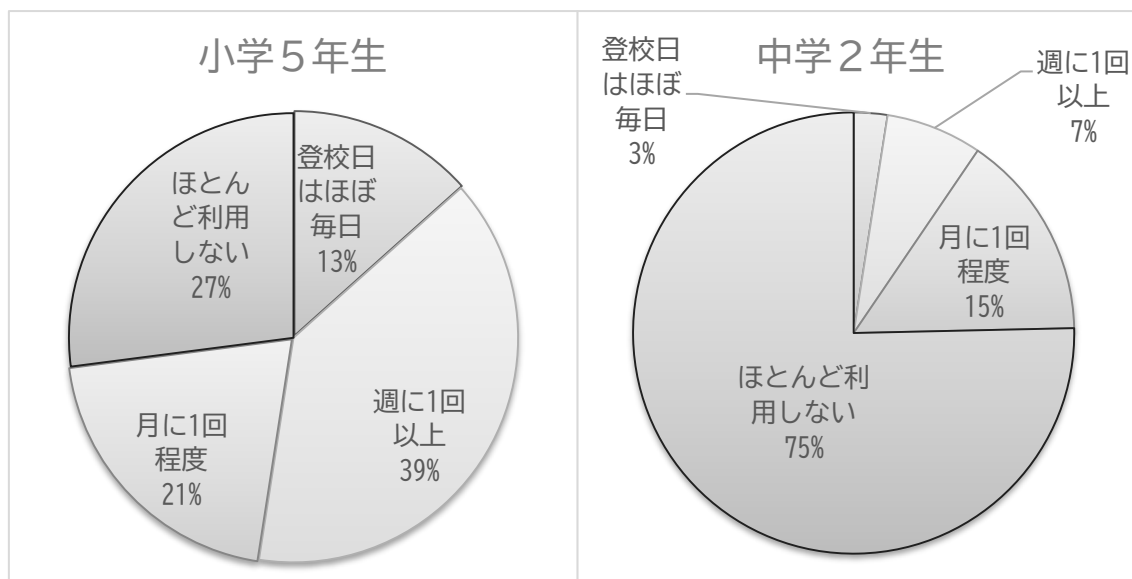


子どもたちの読書をするタイミングとしては、学校での読書タイムが活用されているようです。

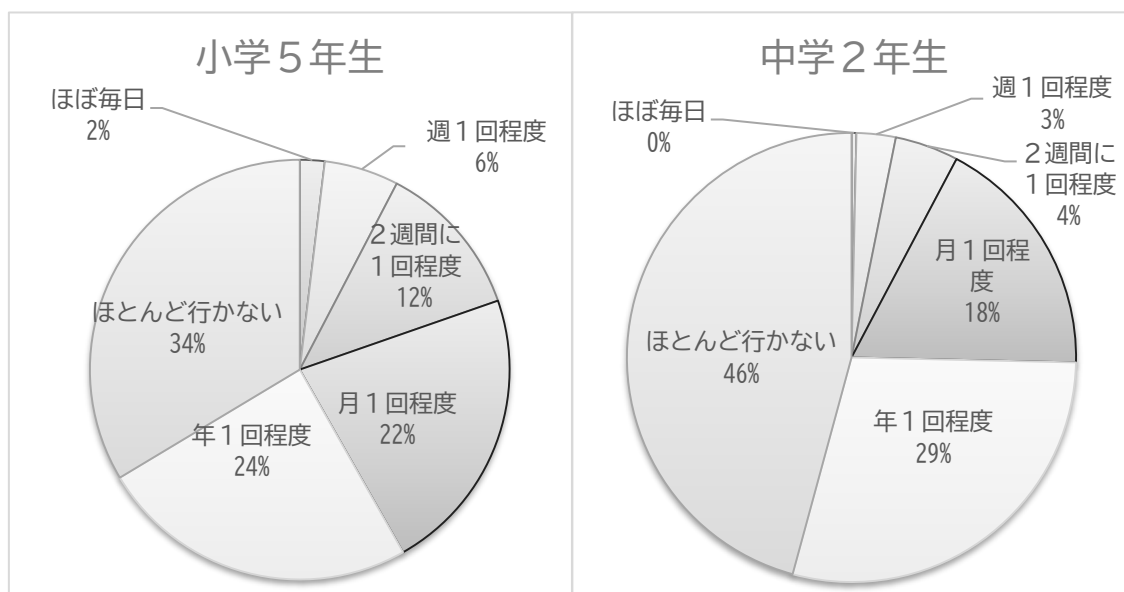


また、子どもの興味がある本の分野を聞いたところ、圧倒的に「マンガ」が多かった中で、「小説・物語・詩」にも多くの興味があるようです。

授業以外で、学校の図書室(図書館)をどれくらい利用しますか？



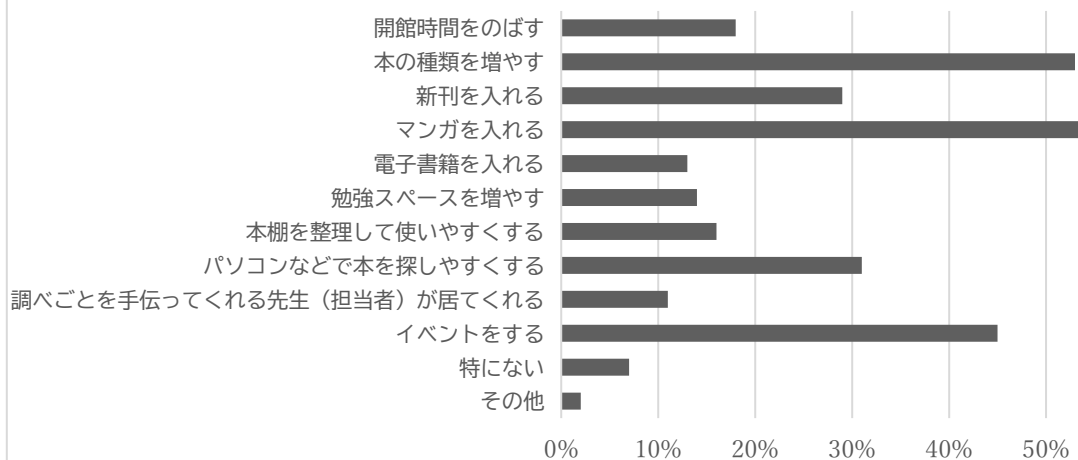
町立図書館をどれくらい利用しますか？



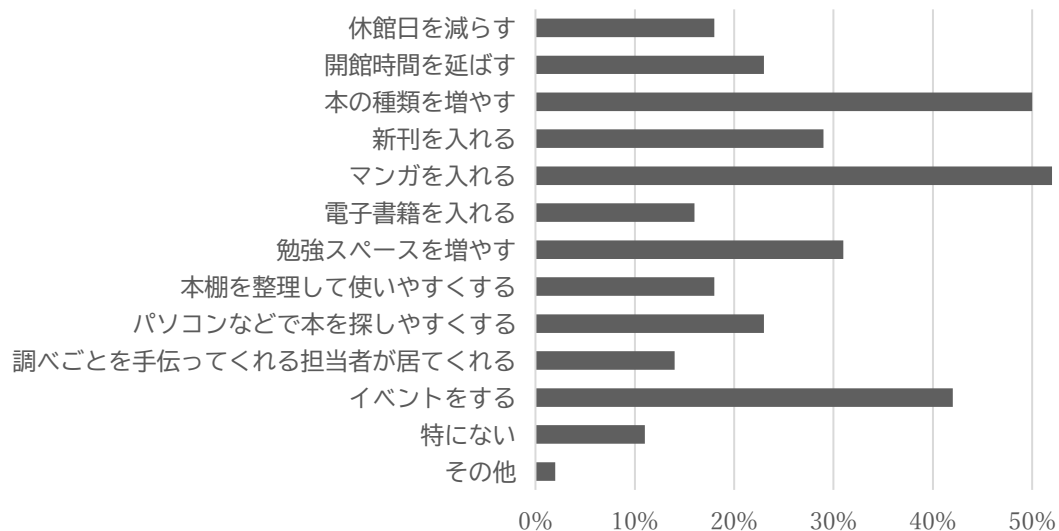
学校図書館、町立図書館ともに、よく利用する人とほとんど利用しない人に二極化しています。特に学校図書館については、小学生と中学生とで極端な差(中学生の 75%がほとんど利用しない)がでています。

どうすれば、多くの人が図書館を利用するようになるかを問うと、学校図書館・町立図書館ともに、「マンガを入れる」「本の種類を増やす」が50%を超える意見となっていて、次に「イベントをする」が40%を超える意見となっています。

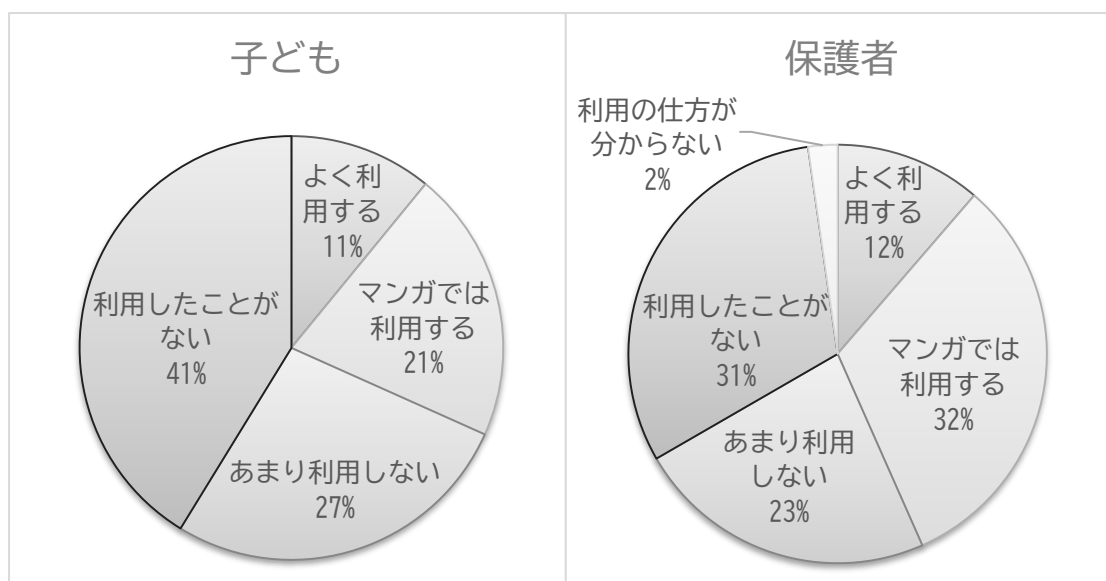
どうすれば学校図書館（室）を利用する



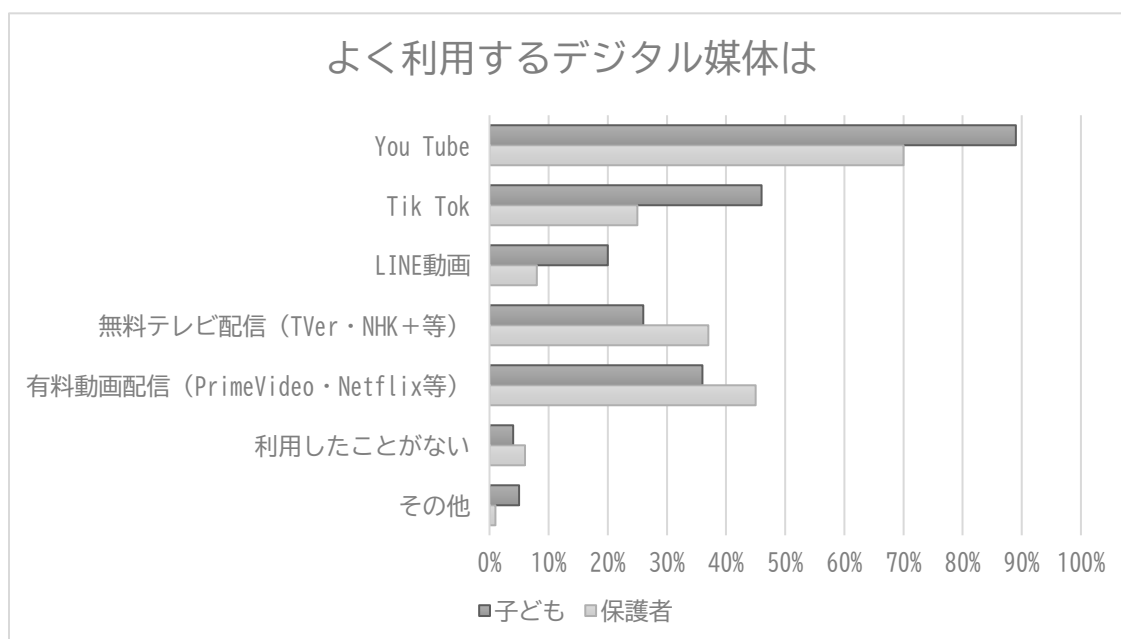
どうすれば町立図書館を利用する



電子書籍の利用状況についても、聞いてみました。



あわせて、デジタルコンテンツの利用状況についてもお聞きしました。



【まとめ】

アンケートの結果から見ると、読書の大切さについては、小学5年生の74%、中学2年生の66%が「大切だと思う」と答えていて、子ども自身は読書の大切さについて、それなりに理解しているようです。

一方、全国学校図書館協議会が 2024 年6月に実施した調査 *1 によると、1か月の読書量は小学4～6年生の平均が 13.8 冊、中学生の平均が 4.1 冊とのことでした。本町のアンケートでは細かく尋ねませんでしたが、推計として小学5年生で6冊程度、中学2年生で3冊程度となり、読書量としては少ない事がうかがえます。

また、本を1冊も読んでいない《不読率》については、小学5年生が19%(全国 8.5%)、中学2年生が36%(全国 23.4%)であり、本町の子どもたちの読書量がまだまだ少ない事がうかがえます。

読書が「とても好き」「好き」と答えた子ども(小中合計で59%)に本を読むようになったきっかけを尋ねたところ、図書室・図書館・書店に行くようになった子どもが多いのですが、家庭内での読書環境(本がたくさんある、本をよく読んでもらった、読書好きな家族がいる、など)に起因する部分が多くあると感じました。

読書が「あまり好きではない」「嫌い」と答えた子ども(41%)に読書が嫌いな理由を尋ねると、忙しくて読書時間が取れない、感覚的な理由(つまらない、面倒くさい、など)がある一方で、読みたい本がない、何を読めば良いのか分からない、といった読書環境を整えることで解決できる部分もあることが分かります。

また、本が好きな人の少数意見の中に、「アニメやドラマの小説版からはまった」「SNSなどで紹介されていたものを読んでみた」という意見が散見でき、きっかけ(読書環境)づくりの重要性を感じました。

保護者を対象としたアンケートからも、読書の重要性を感じつつも、保護者自身が読書が出来ていない現状が浮かび上がっています。学校での読書指導を期待しつつ、各家庭における読書活動の必要性を、多くの方が感じています。

あわせて近年利用が増大しているデジタルコンテンツについても尋ねてみたところ、子ども・保護者とも動画サイトはたくさんの方が利用していて、特に YouTube については多くの子どもが利用していました(89%)。

電子書籍については普及スピードはまだ緩いようですが、大人を中心にマンガの電子書籍版から普及の兆しがあるようです。

*1 全国調査は第 69 回学校読書調査(公益財団法人 全国学校図書館協議会) p.51 参照

2. 武豊町の読書環境の現状

本町における子どもの読書環境(施設)としては、次の施設があります。

◆ 武豊町立図書館

開館時間:9時～19時

蔵 書 数:約24万冊(うち児童図書約8万冊)

◆ 学校図書館

武豊小学校・衣浦小学校・富貴小学校・緑丘小学校

武豊中学校・富貴中学校

(愛知県立武豊高等学校)

◆ 児童館図書室

富貴児童館・長尾児童館・くすのき児童館・おおあし児童館

◆ 保育園

南保育園・富貴保育園・北保育園・西保育園・六貫山保育園

中山保育園・東大高保育園・わかば保育園

北中根こども園・このみ保育園・チャイルドハウス武豊

たけのこ保育園・(仮称)はぐくみ

◆ 子育て支援センター

北部子育て支援センター・南部子育て支援センター

北中根子育て支援センター

◆ 児童クラブ

武豊児童クラブ・緑丘児童クラブ・衣浦児童クラブ・富貴児童クラブ



第3章 推進計画の基本方針

1. 計画を推進するための3つの基本方針

国(子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画・第五次)や県(第四次愛知県子供読書活動推進計画・改訂版)の計画において示された基本方針を受けて、本計画の策定にあたり、次に掲げる3つの基本方針を設定します。

(1)子どもが読書に親しむ場面の設定

日常生活におけるいろいろな場面において子どもが本と接することができれば、子どもは読書に興味を持ち、読書は子どもの生活の一部となります。

武豊町は、日頃から子どもが読書に親しむことができるよう、家庭、地域、保育園、学校、町立図書館などが連携・協働し、読書活動を推進します。

(2)子どもの読書環境の整備・充実

子どもは数多くの良書とめぐりあうことにより言語能力、表現力のみならず、感性、創造力を高めます。また、習慣化された子どもの読書は、読書欲をさらに高め、新たな知識追求への相乗効果となります。

武豊町は、子どもが気軽にたくさんの本に触れ、読書の楽しさ、奥深さを知ることができるような読書環境の整備・充実に努めます。

(3)子どもの読書意欲の向上

子どもたちの読書意欲を向上させるには、行事・イベントなどを通じて読書の楽しさを伝えることや、本の紹介などの情報提供をすることも必要です。

武豊町は、子どもが読書のきっかけをつかめるような場面の提供や、子どもを取り巻く大人に対しても読書の理解と関心を高めるなど、子どもの読書活動の普及・啓発に努めます。

2. 計画の構成(基本目標)

この3つの基本方針を実現するにあたり、本町の実情を踏まえ、子ども読書活動の推進を図るため4つの基本目標を設け、それぞれの課題を明確にし、施策・取組を示します。



第4章 推進のための方策

基本目標1:家庭・地域・保育園・学校などにおける子ども読書活動の推進

1. 家庭における子ども読書活動の推進

(1) 現状

乳幼児期における子どもは、家庭において、親に絵本を読んでもらったり、親子で一緒に本を読むことにより、本を通じて親子の会話が深まり、子どもの読書習慣も次第に形成されていきます。多くの生活時間が家庭にある子どもにとって、家庭での読書活動は非常に重要です。しかし、高度情報化の社会の今日、子どもたちを取り巻く生活環境もめまぐるしく変化しています。テレビ、ビデオ、テレビゲーム、インターネット、SNS、動画配信など、読書に取って代わる様々な情報メディアの発達や普及、さらには塾や習い事などで、子どもの読書の時間を少なくしています。また、今日の核家族社会などの状況を反映して、家庭において、乳幼児が絵本に接する機会も少なくなってきました。

(2) 課題

乳幼児期における「読み聞かせ」は、情緒を豊かにし、想像力を養い、理解力・判断力を身につけるなど、子どもが健やかに成長するうえでも非常に重要な役割があります。小さい頃から読書に親しむ環境をつくっていくためには、家庭での読書環境づくりが大切です。

(3) 取組

- 乳幼児期から絵本の読み聞かせなどを行い、絵本と親しむよう働きかけます。
- 赤ちゃんと保護者が絵本を通して触れ合う「ブックスタート」を行い、乳児期における読書活動を支援します。
- 家族で読書に親しむ時間を持つ環境をつくっていけるよう啓発をします。
- 家族みんなで町立図書館を利用することを奨励し、日常生活の中に本のある生活を取り入れていくよう推進します。
- 保護者を対象にした子育て支援講座などで、家庭での読書の大切さについて啓発します。

2. 地域における読書活動の推進

(1) 現 状

読書活動を行うボランティア団体は、学校、保育園、町立図書館などで子どもたちに読み聞かせやお話会などの活動を行って、地域の子どもの読書活動推進の一端を担っています。

こうしたボランティア団体の活動は、子どもに読書の楽しさを体験する機会を提供し、読書活動の推進に大きな役割を果たしています。

(2) 課題

子どもたちがボランティア団体の行う「読み聞かせ」などの読書活動に参加することにより、家庭での読書意欲はより一層高まります。「読み聞かせ」は、子ども読書活動を推進していくうえで、ひとつの要素となります。ボランティア団体の育成と活性化を図り、協働して推進していくことが必要です。

また、多くの子どもたちに行う「読み聞かせ」などの読書活動は、その年齢に合った本の楽しさを伝えることが課題となっており、子どもたちが本の楽しさを知る環境をつくることも必要となっています。

(3) 取組

- ボランティア団体と連携して保護者に読書の必要性を啓発します。
- ボランティア団体が、学校・児童館・町立図書館などで行う「読み聞かせ」などの読書活動を支援します。
- ボランティア団体と町立図書館・保育園・児童館などとの連携を深め、ボランティアの養成と研修に協力し、ボランティア団体の育成・活性化に努めます。

3. 保育園・児童館・児童クラブ・子育て支援センターなどにおける読書活動の推進

(1) 現状

乳幼児期における絵本とのふれあいは、ことばを覚え、表現力を高め、想像力を豊かにし、心の成長には重要なものとなります。

保育園では、必要な時に絵本にふれることができる「絵本コーナー」などのスペースを設け、子どもの年齢に応じた本や興味・季節に合った絵本を選び、子どもがいつでも絵本を手に取りやすいようにしています。保育の中で常に絵本と接する機会を設けて、子どもの興味・関心に合った絵本を選択し読み聞かせを行っています。また誕生会などの行事では町立図書館やボランティアなどによるパネルシアター、大型絵本の読み聞かせなどを行い、楽しみながら読書に親しむ環境づくりもしています。

また、読み聞かせの大切さ、絵本の楽しさを家庭に知らせ、保護者にも関心を持ってもらうために園だよりやクラスだよりにて読み聞かせの大切さについて伝えています。さらには、各保育園において月2回の図書貸出日を設けて、読書の推進を図っています。

ほかにも、就園前の乳幼児を対象とした園庭開放をする際に、紙芝居やエプロンシアターを親子で楽しんでもらうなど、読書に関心を持つ工夫をしています。

子育て支援センターでは、絵本の読み聞かせを適宜実施して読書に関心を持つ必要性を伝えています。

児童館や児童クラブでは、子どもたちが読書に興味をもち親しむことができるよう様々な行事を行っています。児童館では親子クラブを対象に子どもや保護者が本に親しめるように、職員やボランティアによる読み聞かせを行っています。行事を通して絵本の楽しさを伝えています。また、本に触れ読書に関心を持つように図書室などの環境整備に心がけています。

児童クラブでは、読み聞かせの日を設定し、集中してお話を楽しむような環境をつくっています。さらには、町立図書館から児童書を団体貸出により借り受けています。

(2) 課題

保育園、児童館などの読書環境の充実、ボランティア団体との協働による読書活動の拡充、家庭と連携した読書活動の推進が必要です。

また、職員やボランティアの研修で読書指導をテーマにした内容を拡充することが必要です。

(3) 取組

- 保育の中での読み聞かせを多く取り入れ、絵本に触れる機会を増やします。
- 保育園・児童館などの図書コーナーを充実させ、本に親しめる環境の充実に努めます。
- 保育園では、貸出コーナーを設け、絵本に親しみやすい環境に心がけていきます。
- 保育園を通じて、保護者へ読書活動に関する各種行事への参加を呼びかけるとともに、保育職員も読書指導の研修会等に出席し、読書指導の技術向上を図ります。
- 保育園では、読み聞かせの大切さ、絵本の楽しさを家庭に知らせ、保護者にも関心を持ってもらうために、保育園だよりなどで本の情報や読み聞かせの大切さやについての啓発に努めます。
- 各施設において町立図書館との連携を高め、児童書等の団体貸出などを通じて読書推進を図ります。

4. 学校における読書活動の推進

(1) 現状

学校における読書活動は、従来から国語などの各教科での学習活動を通して行われており、子どもが読書習慣を身につけ、確かな学力の基礎を形成する上で大きな役割を担っています。国語の授業で文芸作品に触れるなど様々な形で読書に関する学習が行われています。

しかしながら、一方では、学校図書館に足を運ぶ児童・生徒は少数かつ固定化しており、また学年が上がるにつれて利用する子どもとしない子どもの差が広がる傾向にあります。また低学年では多くの本の中からどれを手にとったらよいのか悩んでしまう子どもも多く、本の紹介などの工夫が必要です。

朝の読書タイムの時間を設けて静かに本を読む取り組みや、読書週間を設けたり、学級担任や図書整理員などの教職員が子どもの発達段階に適した本を紹介したり、読み聞かせやブックトーク、読書感想文コンクールに参加するなど読書習慣を身につける工夫をしています。

学校図書館では、利用を図るために、また魅力ある読書環境づくりのために、よい本を推薦するコーナーを設け、話題の本を紹介するなど児童生徒の興味や関心を喚起するよう本の配架方法を工夫し、学校図書館を利用する機会を増やし親しみを持つことができるようにしています。

(2) 課題

読書活動への参加や学校図書館の利用は、読書に対する自覚を促します。しかし、子どもは成長とともに多くのことに関心を持つようになり、読書の時間を確保するには本人の自覚と環境が整うことが必要です。

こうしたことから、読書に関する適切な指導・助言により読書習慣を身につけるよう指導することが必要です。また、読書の推進には、学校だけでなく家庭での協力も必要で、学校と家庭との連携を進めることが必要です。

また、読書活動を感性や想像力を豊かにすることのみならず、表現力や読解力を高めるものとして位置づけることも重要です。趣味や興味を深めるための読書、知識習得、疑問解決の手立ての一つとしての読書を会得することも大切です。

(3) 取組

- 「朝の読書」「読書週間」「子ども読書の日」など様々な取り組みにより、読書の習慣を身に付けるよう指導します。
- 読み聞かせやブックトークなど子どもが読書に興味を持つ機会を提供し、自主的に本と向き合うことができるよう指導します。
- 総合的な学習の時間や調べ学習などで、学校図書館で学んだり調べたりして、学校図書館を利用する機会を増やし親しみを持つことができるようにします。また、町立図書館と連携して、町立図書館の資料も活用します。
- 文学に限らずあらゆる分野の図書を幅広く紹介し、本の活用の仕方や、求める本の探し方についても指導します。
- 子どもが自主的に読む目標冊数を決め、多くの本を読むことができるよう奨励します。
- おたよりやホームページなどにより学校での読書活動を家庭に伝え、家庭との連携・協力を進めます。

5. 町立図書館における読書活動の推進

(1) 現状

町立図書館では、多くの児童用図書を用意して、子どもたちが本に親しむ機会を提供し、読書活動推進の中心的役割を担っています。児童室にある「おはなしの部屋」では子どもたちが自由に読書をしたり、親子でふれあいながら読み聞かせを行ったりしています。「おはなしの部屋」では職員とボランティア団体が連携を図り協働して、乳幼児から絵本に興味を持てるよう定期的な読み聞かせ会も実施しています。保護者向けに本の選び方などの講座を行うなど、家庭において読書で親子のふれあいが持てるような、読書活動を推進するための講座なども開催しています。

毎年、夏休みの読書推進として、「読書感想文コンクール」、「読書感想画コンクール」を実施し、読書活動の啓発事業を実施しています。さらには、図書館資料を活用して自らの課題を解決する能力を高める「図書館を使った調べる学習コンクール」を実施しています。

また、児童書の購入も積極的に行い、親しまれる町立図書館になるよう努めています。

町立図書館の子どもの登録者数 (令和6年4月1日現在)

	町内登録者数 (人)			年齢別人口 (人)			登録率 (%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0歳～6歳	168	175	343	1,276	1,137	2,413	13.2	15.4	14.2
7歳～12歳	601	679	1,280	1,229	1,195	2,424	48.9	56.8	52.8
13歳～15歳	411	478	889	612	642	1,254	67.2	74.5	70.9
16歳～18歳	424	504	928	666	638	1,304	63.7	79.0	71.2
19歳～22歳	514	593	1,107	1,034	910	1,944	49.7	65.2	56.9
23歳～29歳	546	821	1,367	1,808	1,476	3,284	30.2	55.6	41.6

(2) 課題

町立図書館は町のほぼ中心に位置しているものの、多くの子どもたちにとっては、一人で来館することが困難です。そのため、子どもたちがよりよく利用できるように、地域の実情に応じた対応が必要となってきます。

一方、各種の読書活動啓発事業に多くの参加者を募り、読書活動の推進につながるよう事業展開していくことが大切です。こうした事業は、ボランティア団体などと連携を図り協働して行うことが必要です。

(3) 取組

- 「子ども読書の日」や「読書週間」に合わせた各種事業や「図書館フェスタ」など、町立図書館の魅力を発見できる事業を推進します。
- 保育園や児童館などと連携した読書活動の推進事業をより一層進めることにより、読書に対する理解と関心を深めます。
- 町立図書館の見学、職場体験学習などを通して町立図書館の仕組みや本の探し方、使い方を学び、子どもたちにとって町立図書館がより身近な存在となるよう努めます。
- 町立図書館の運営、事業の企画について、町民の意見を参考にとともに、ボランティア団体とのより一層の協働を進めます。
- 児童館などに地域文庫を設置し、子どもたちが本を身近に感じられ、楽しむことができるような読書活動の推進に努めます。

基本目標2:子どもの読書環境の整備・充実

6. 町立図書館のサービスの充実

(1) 現状

町立図書館では、多くの児童用図書を備えて本に親しむ機会を提供し、読書活動推進の中心的役割を担っています。児童用図書の蔵書・貸出の状況は下記表のとおりです。

また、各種読書事業をボランティア団体と協働して実施し、子どもの読書活動推進に努めるとともに、町立図書館の利用促進を図るため各種情報の提供を町広報、町立図書館ホームページ、X(旧 Twitter)などを利用して行っています。

児童用図書、蔵書冊数 (令和5年度末現在)

	開架図書	閉架図書	計
児童書	27,888 冊	51,658 冊	79,546 冊
紙芝居	905 冊	1,147 冊	2,052 冊
ティーンズ	3,609 冊	7,397 冊	11,006 冊
合計	32,402 冊	60,202 冊	92,604 冊

令和5年度児童の貸出冊数

	0 歳～ 6 歳	7 歳～ 12 歳	13 歳～ 15 歳	16 歳～ 18 歳	計	*回転率
児童書	28,830 冊	49,740 冊	3,379 冊	842 冊	82,791 冊	104.1%
紙芝居	364 冊	186 冊	14 冊	33 冊	597 冊	29.1%
ティーンズ	87 冊	1,204 冊	1,735 冊	496 冊	3,522 冊	32.0%
計	29,281 冊	51,130 冊	5,128 冊	1,371 冊	86,910 冊	93.9%

* 回転率＝貸出冊数／蔵書冊数

(2) 課題

子どもや保護者が読書活動に関心を持ち楽しく本を読むことができるよう、児童用図書の購入や設備の整備などを行うことが必要です。

また、子どもや保護者を対象にした読書推進事業の充実と、情報提供の拡充が必要です。

(3) 取組

- 子どもの年齢に応じた児童用図書の充実に努め、利用の促進を図ります。
- 子どもが楽しく読書に専念できるスペースの整備に努めます。
- 総合的な学習などで行う調べ学習の場として、子どもが気軽に利用できる資料の拡充に努めます。
- 子どもの読書活動を対象とした事業の実施や新着本の紹介など子どもや保護者に分かりやすい情報提供に努めます。
- 子どもから大人への転換期にある中・高生を対象とする、ヤングアダルトサービスを充実します。

7. 学校図書館の整備・充実

(1) 現状

学校図書館は、子どもが読書を通して思いやりのある豊かな心を育てる重要な役割を担っています。学校では、読書週間を設けて読書に親しむ機会を増やしたり、学級文庫を設置したりして、身近に本を手にとることができる工夫をし、読書活動の充実に努めています。

また、子どもが求める図書や資料についても、計画的に購入し充実させ、子どもたちが気軽に利用できる学校図書館となるよう努めています。

(2) 課題

気軽に利用できる学校図書館として、子どもに親しまれる図書や調べ学習に役立つ資料をそろえることが求められます。また、学校図書館の利用促進を図るための利用指導を常に行うことが必要です。

(3) 取組

- 子どもたちが読書をするために、気軽に学校図書館に足を運ぶことができるような雰囲気をつくり、子ども一人一人が読書を楽しむことができる学校図書館としての設備の充実に努めます。
- 各学校図書館で鮮度の高い資料収集に努め、資料の充足率を満たし維持するため、計画的に図書を購入します。
- 図書のデータベース化を進めるなど、学校図書館の利用促進を図れるようシステムの充実に努めます。
- 学校図書館の利用促進を図るため、資料の収集・提供や読書活動の指導・助言をする図書整理員などを配置し、教員と協力することに努めます。

8. 図書館間の連携・協力等の推進

(1) 現状

現在、町立図書館で所蔵する図書や資料を、年3回、町内小学校に学級文庫用の本として配送しています。学校の調べ学習をサポートするため、短期間の団体貸出を実施しています。また、図書館職員が直接学校に赴き、ブックトークなどを行う事業も行っています。

学校図書館担当教諭と町立図書館職員との合同研修や、学校図書館パート職員との情報交換を行い、町立図書館と学校図書館との連携を図っています。

(2) 課題

町立図書館と学校図書館との情報交換と協力体制を充実し、読書活動を促進する効率的な連携体制を推進することが必要です。

また、保育園・児童館などの施設についても町立図書館と情報交換や本の貸出を行うなどし、読書活動を推進する必要があります。

(3) 取組

- 町立図書館と学校図書館との連携により優良図書の選定などを行うとともに、町立図書館職員との情報交換や学校図書館への訪問による協力、町立図書館が所有する図書の貸出しなどにより読書活動の支援をします。
- 学校図書館と町立図書館での、図書館電算システムの連携や共用を研究し、資料整理事務の軽減、児童・生徒へのサービス時間の拡大を図ります。
- 町立図書館と保育園・児童館などの施設との情報交換会などを行い、町立図書館所蔵の図書の貸出しをするなど、読書活動の支援をします。
- 学校図書館間相互での情報交換を行い、学校図書館間の連携を図り、読書活動の推進に努めます。

9. 地域における読書環境の充実

(1) 現状

ボランティア団体が各種読書事業を行い、地域での子ども読書活動の推進に携わり成果を上げています。地域の読書環境の充実や読書活動の推進にはボランティア団体が重要な役割を果たしています。

(2) 課題

地域で活動しているボランティア団体の活性化を図るため、ボランティア間の交流や読書に関する情報交換などの拡充が必要です。このため、ボランティア団体の活動を促進する環境の充実が求められています。

(3) 取組

- ボランティア団体の活動が活発にできるよう、地域文庫や読書会などへの図書の貸出しの充実、活動しやすい環境を提供する支援を拡充します。
- ボランティア団体の会員募集や読書活動の推進事業に協力し、地域の読書環境の充実に努めます。

基本目標3:子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

10.「子ども読書の日」「読書週間」などにおける啓発事業の実施

(1) 現状

町立図書館では、秋の「読書週間」に合わせた読書啓発事業としての「図書館フェスタ」や、「絵本の読み聞かせ」など各種事業を実施するなど読書活動の普及・啓発事業を実施しています。

(2) 課題

子どもの読書活動を推進していくため、家庭と地域と学校が連携して啓発事業を進めていくことが必要です。読書啓発の事業を読書との出会いの契機とし、事業を通じて読書への親しみ、読書活動の推進へとつなげていくことが大切です。

(3) 取組

- 「読書週間」「夏季休業日(夏休み)」などの機会を通して家庭・地域・学校と連携して各種読書活動を推進します。
- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された「子ども読書の日」(4月23日)に合わせて、読書推進につながる事業を展開します。
- 「広報たけとよ」や「ケーブルテレビ」・「町ホームページ」・SNSなどの媒体を活用して、機会あるごとに読書の必要性について広報し、読書活動の普及・啓発に努めます。

11. 各種情報の収集・提供

(1) 現状

町立図書館や学校図書館などでは、利用者のニーズを踏まえた図書の購入、事業の企画、情報の提供などを行っています。

また、町立図書館ホームページでは、利用方法や事業のお知らせを行い、情報の提供を行っています。

(2) 課題

読書活動を推進するためには、要望に応じた図書の整備や読書事業の企画を行うとともに、関連した情報の収集と提供を行うことが必要です。

(3) 取組

- 子どもの読書相談に応じるとともに、適切な情報の収集と提供を行うことができるよう司書などの人材確保と適正な配置に努めます。
- ブックリストの配布、町立図書館ホームページにおける推薦図書リストやイベント案内の提供など、情報提供の充実に努めます。
- 町立図書館や学校図書室などでは、テーマを設定した資料の展示を実施することなどにより、子どもの読書意欲を高めます。

12. 優れた取り組みの奨励、優良な図書の普及

(1) 現状

「広報たけとよ」や「図書館だより」などで、優良な図書を紹介し読書活動への理解と関心を深める普及事業を進めています。

(2) 課題

学校・保育園などの施設やボランティア団体の活動などを紹介し、読書に関する理解と関心を高める啓発活動の充実が必要です。

また、優良な児童書を多数購入し、保護者にそれらの資料を紹介することにより、家庭での読書活動推進を図る必要があります。

(3) 取組

- 特色ある優れた取り組みなどを行っている学校や団体などを奨励・紹介するとともに、ボランティア団体などの活動を紹介し、読書意欲の向上を図ります。
- 学校・保育園などと連携して子どもたちの年齢にそった推薦本を紹介します。
- 町立図書館に児童書を求める保護者に対し、資料の紹介や、読書アドバイスに努めます。

基本目標4:子ども読書活動推進体制の整備・充実

13. 子ども読書活動推進体制の整備・充実

(1) 現状

町立図書館・学校・保育園・児童館等において、読書活動を推進する各種の事業をボランティア団体などとの協働により実施しています。

(2) 課題

小さい頃から読書に親しむ環境づくりを家庭・地域・学校などと行政が連携して推進していく必要があります。

(3) 取組

- 読書活動事業に関係する各課、施設及びボランティア団体などとの連携を深め、情報交換を図ります。
- この計画の進捗管理は、生涯学習スポーツ課で行います。

第5章 目標達成のための成果指標

本計画の推進にあたり、以下のとおり指標を定めます。

図書館における実績については毎年の検証を実施し、読書量の推移等については次期計画策定におけるアンケートにおいて検証します。

計画推進のための指標			現状値	達成目標値
町立図書館	児童書の蔵書数		79,546 冊	80,000 冊
	児童書の貸出点数		171,401 冊	200,000 冊
アンケート	1 か月の読書量	小学5年生	5.7 冊	10 冊
	1 か月の読書量	中学2年生	2.6 冊	4 冊
	1 か月の読書量	保護者	1.8 冊	3 冊
	1 か月に1冊も本を読まなかった割合	小学5年生	19.4%	10%
	1 か月に1冊も本を読まなかった割合	中学2年生	36.3%	25%
	1 か月に1冊も本を読まなかった割合	保護者	53.4%	40%



資料編

読書に関するアンケートの調査結果

- ・児童生徒向けアンケート 36
- ・保護者向けアンケート 46

第69回学校読書調査(公益財団法人 全国学校図書館協議会)より 51

- ・5月1か月の平均読書冊数
- ・不読者(5月1か月で読書0冊)の割合

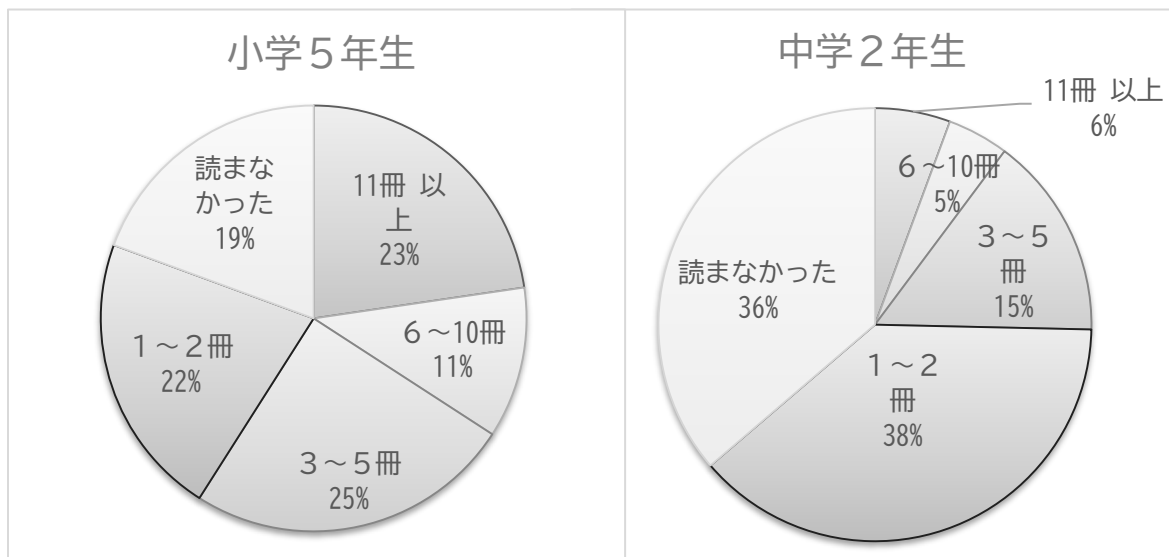
子どもの読書活動の推進に関する法律 52

衆議院文部科学委員会における附帯決議 54

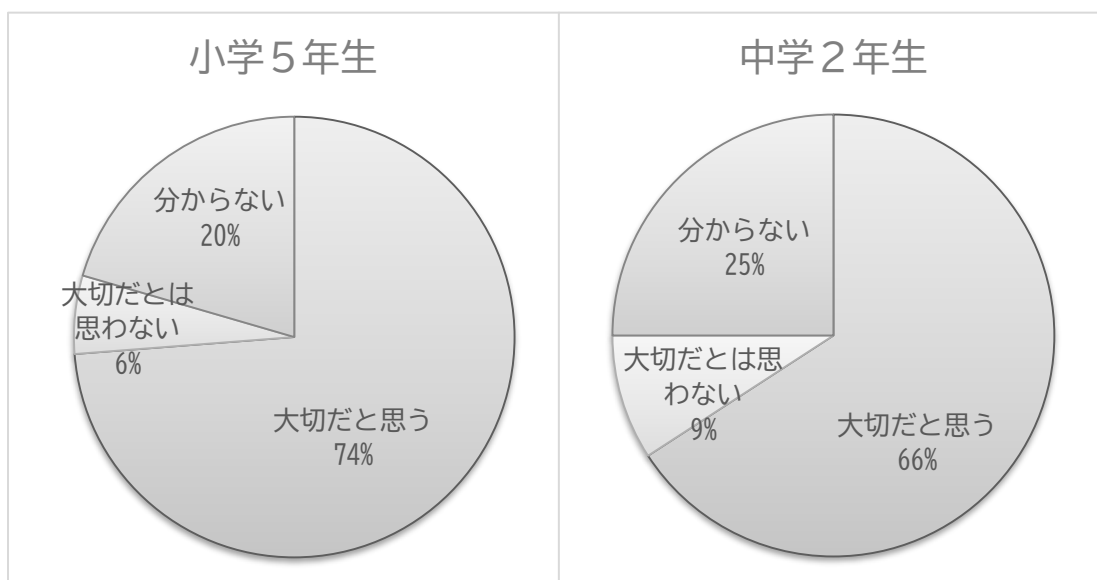
文字・活字文化振興法 55

【 児童生徒向けアンケート 】

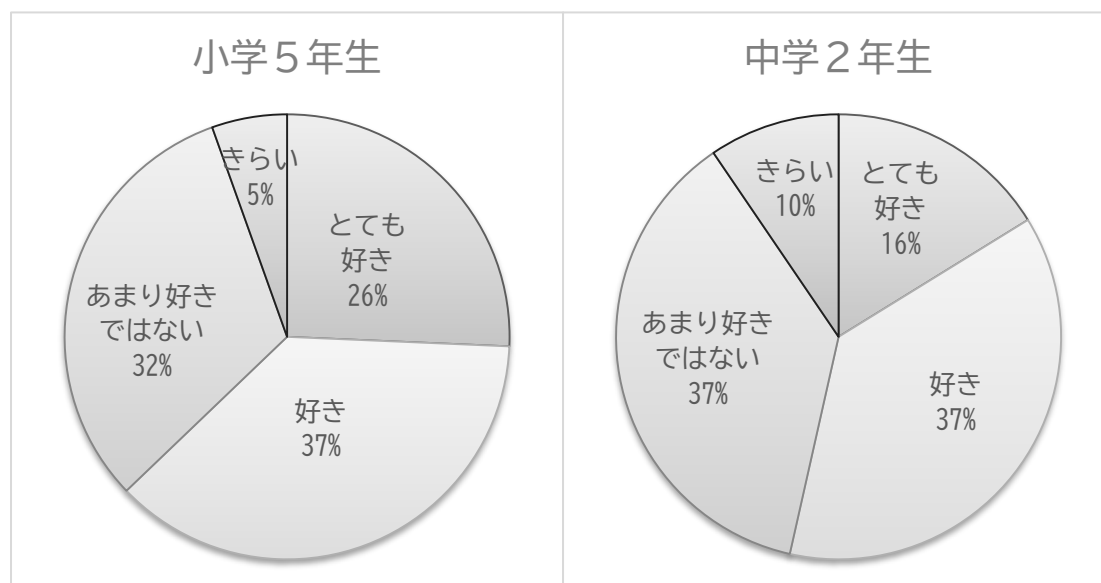
問1. 最近 1 か月で(マンガ・雑誌を除いて)何冊本を読みましたか？



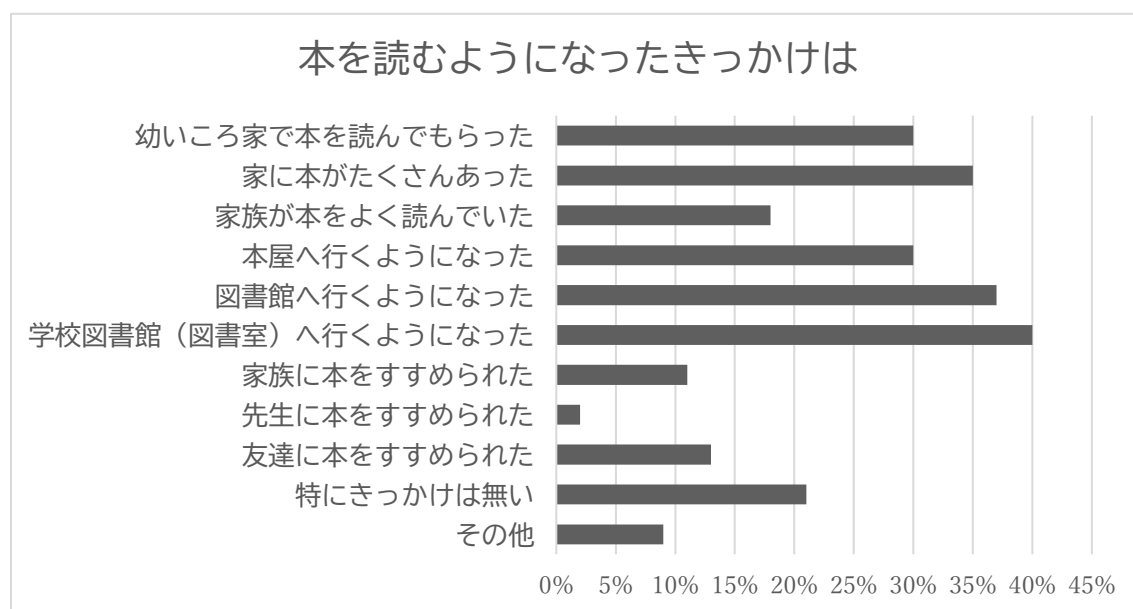
問2. あなたは、読書は大切だと思いますか？



問3. あなたは読書(マンガ・雑誌を除く)が好きですか？



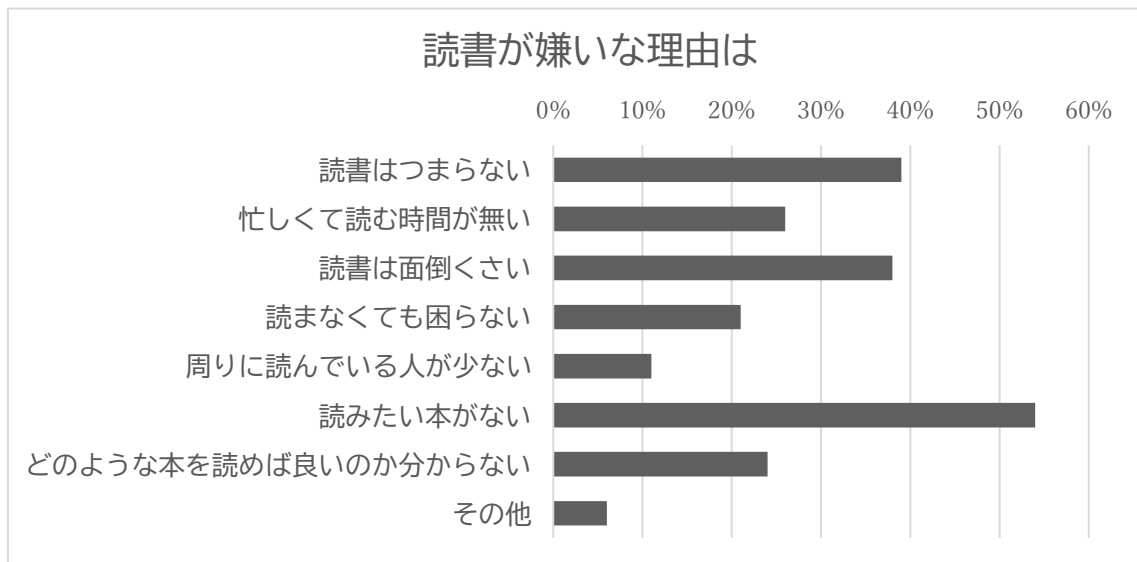
問4. 問3で「とても好き」「好き」と答えた方にお聞きします。本を読むようになったきっかけは？（複数回答）



その他： 銭天堂が好きだから。 歴史が面白いから。 学校のイベントとかで本を読んだりして楽しいなと思ったから。 音楽からライトノベルなどを読んでハマった。 SNSを見ていたら本を紹介していた動画があったから。 ネットで面白そうな本を見つけた。 動画のオススメの本紹介で好きな映画の小説版が

あったことを知ったから。 文豪系のアニメから。 アニメからラノベを読み始めた。ドラマ化などされていた話の小説版を読みたくなったから。 好きなドラマが本(小説)になったから。 読んだら意外と面白かったから。 外で遊ぶのが好きではないから。 スマホの時間を減らすために小説を読むようになった。コロナで自粛の時本を読んで面白かった。 放課が暇だったから。 読んでいたら集中出来るから。 勉強をさぼれるし面白いから。 一人ぼっちで暇つぶしで読むことがきっかけ。

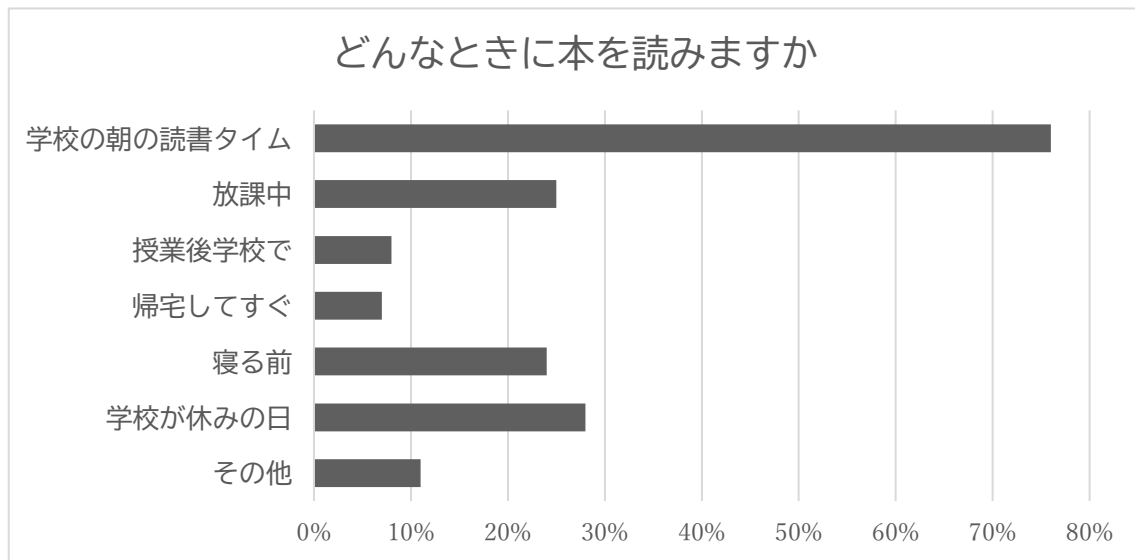
問5. 問3で「あまり好きではない」「きらい」と答えた方にお聞きます。読書が嫌いな理由は何ですか？（複数回答）



その他：読みたい本が少ない。漢字がむずかしくて読めないから。読み始めてもすぐ飽きてしまっって読み終わることがない。眠い。1人でする事だから寂しい。読もうと思うほど好きではないから。ゲームの方が楽しい。きっかけがない。読んでいでの時間が長い。飽きる。読書より遊びたい。だいたい漫画しか見ていない。いい本が学校に無い。読むことが苦手だから。だるい。本を読む事よりもやりたい事がある。

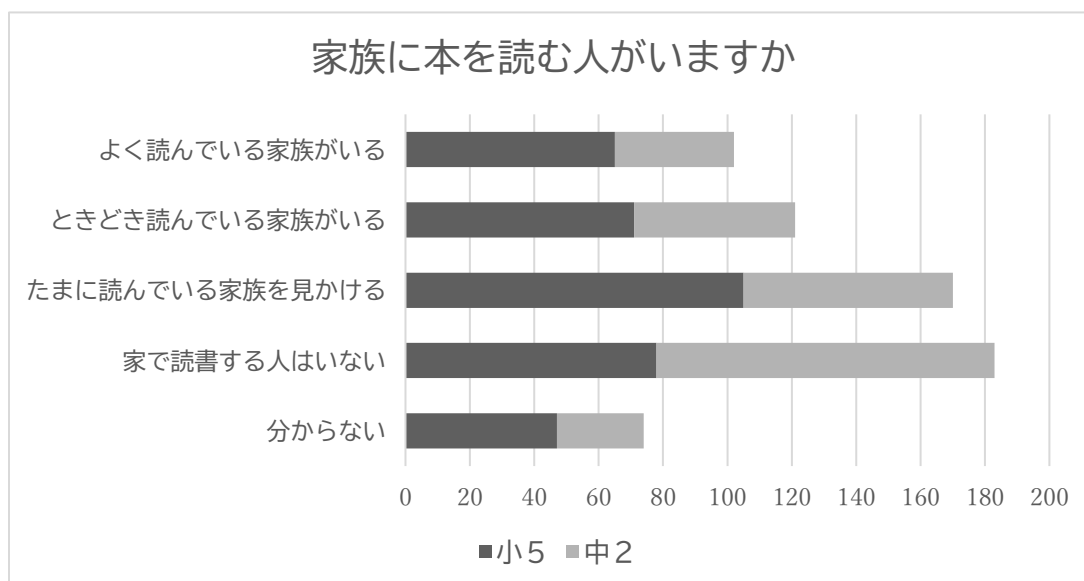
問6. これよりあとの質問は、全員にお聞きます。

あなたはどんなときに本を読みますか？(複数回答)

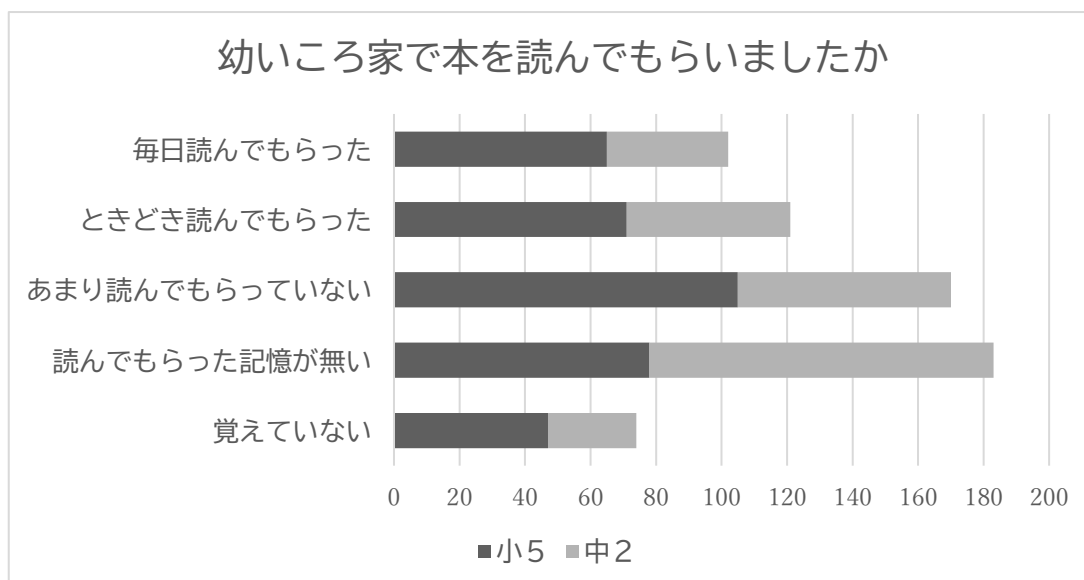


その他： 隙間時間。 テストが終わった後。 授業が早く終わって読書タイムとなったとき。 必ず 1 日一区切り。 家でご飯を食べた後。 朝。 気が向いた時。 何かの待ち時間。 休みの日。 そもそも読む時間がない。 暇なとき。 自由時間。 気分。 ゲーム休憩の時。 本をまず読まない。 自分が読みたいと思ったときに読む。 読まないといけないとき。 家でたまに。 夏休み期間。 災害、避難が必要なとき。 給食のあと。 放課の雨の時。 お風呂入ったら。 ベつにいつ見るかは決めてない。

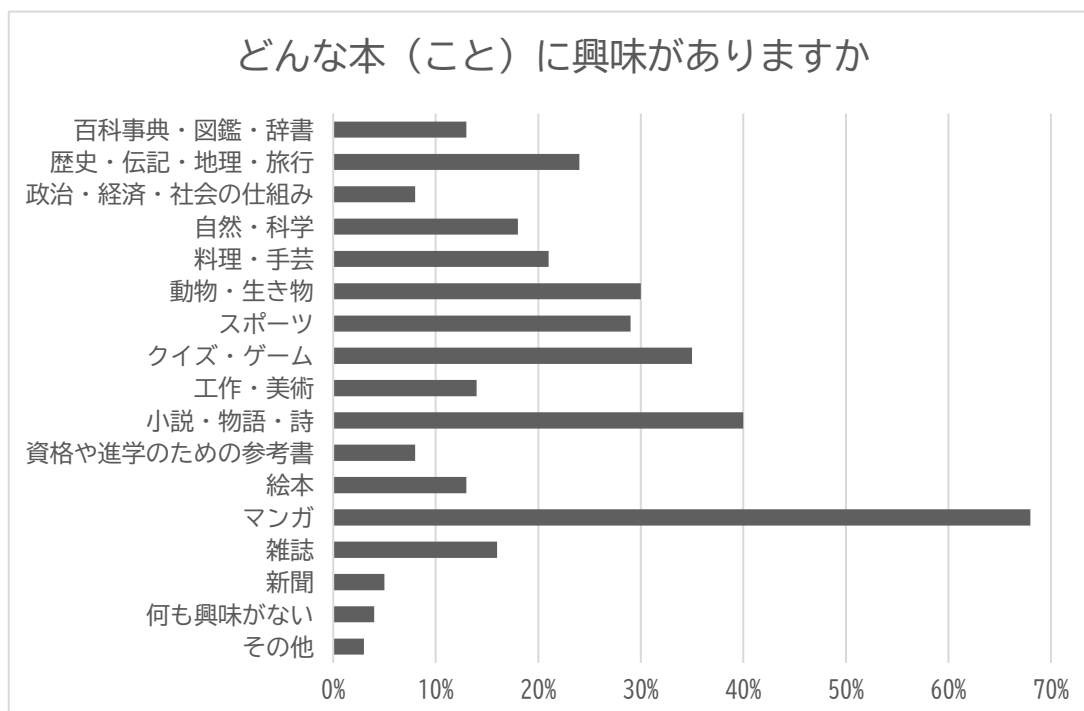
問7. あなたの家では家族が本を読んでいますか？



問8. 幼いころに家で絵本などを読んでもらった記憶がありますか？

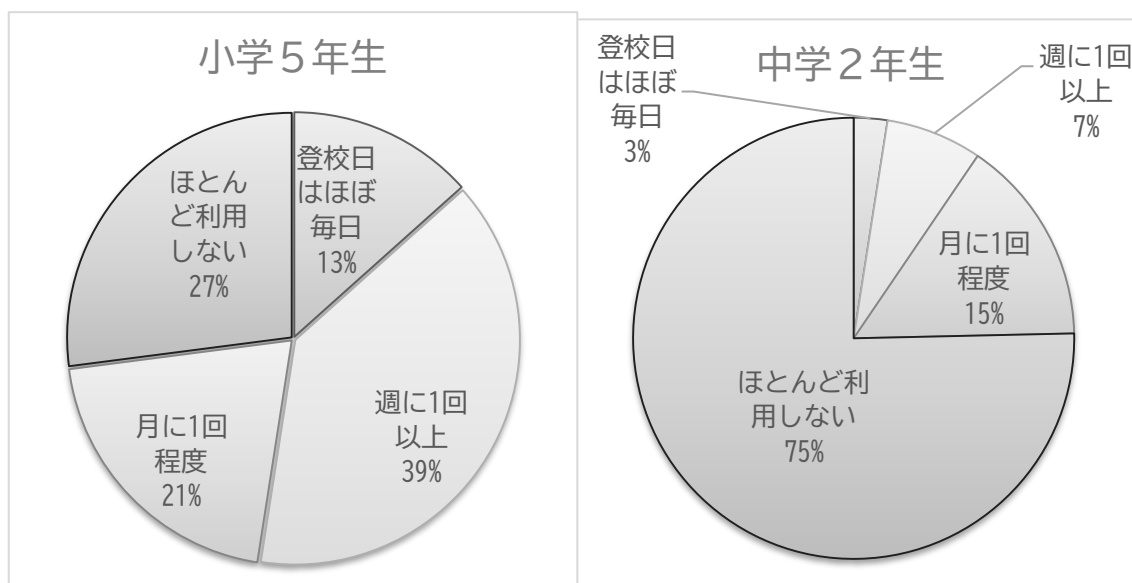


問9. どのような本(どのようなこと)に興味がありますか？(複数回答)



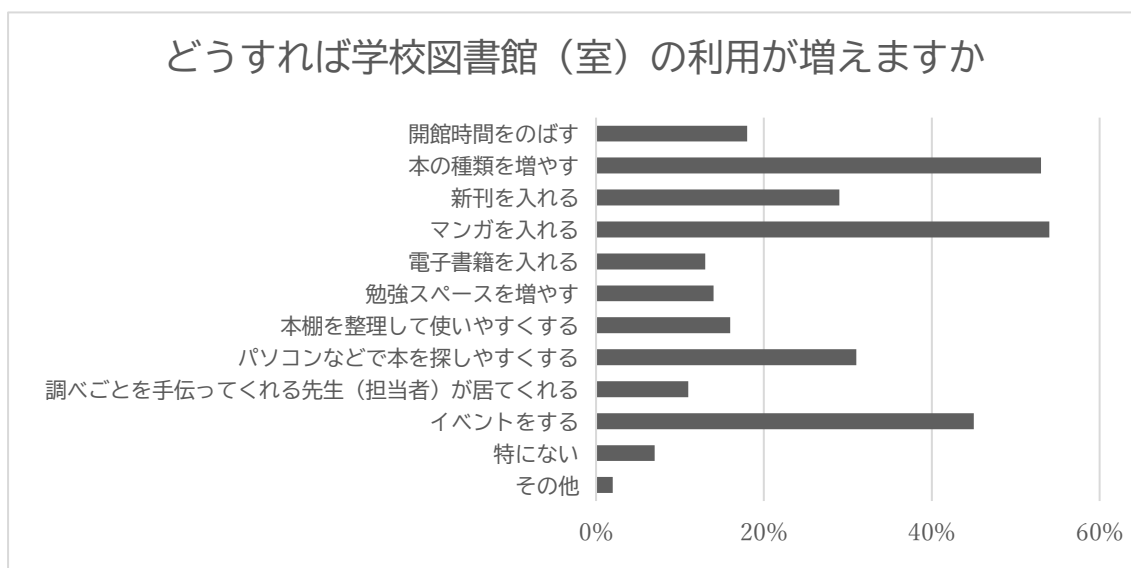
その他： サバイバルシリーズ・恋愛・鉄道関係・医学・カーレース・
ゲームの攻略本・運送業関係・ホラーゲームの本・美容・
ネットの小説(プリ小説 テラーノベルなど)・算数・アニメ・
〇〇の仕組み・りぼん・絵の書き方などの本・異世界系

問 10. 授業以外で、学校の図書室(図書館)をどれくらい利用しますか？



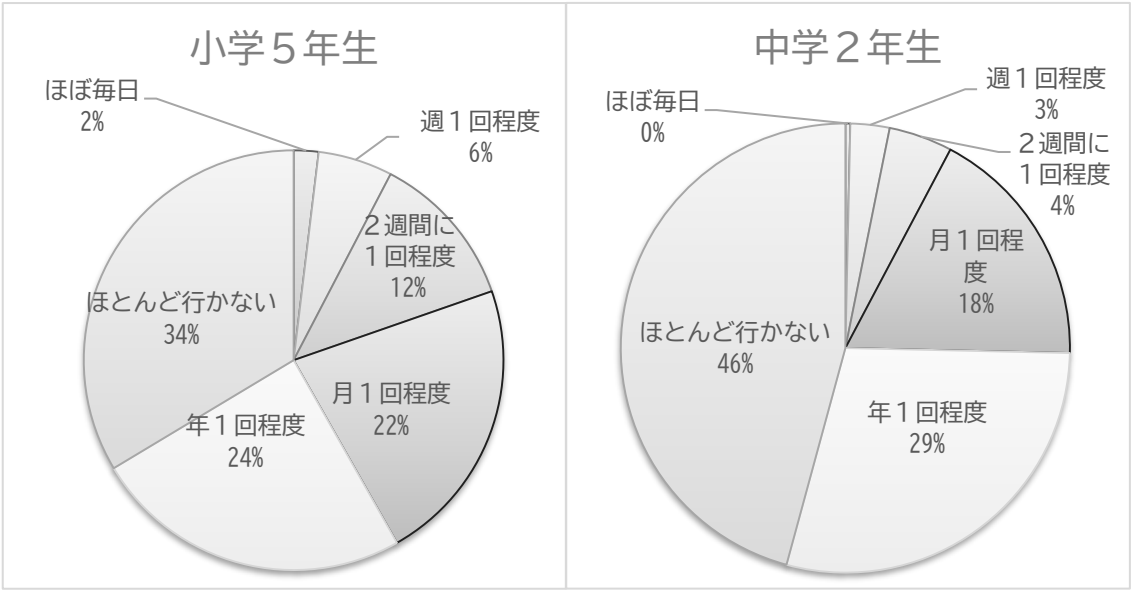
問 11. どうすれば、多くの人が学校の図書室を利用するようになりますか？

(複数回答)



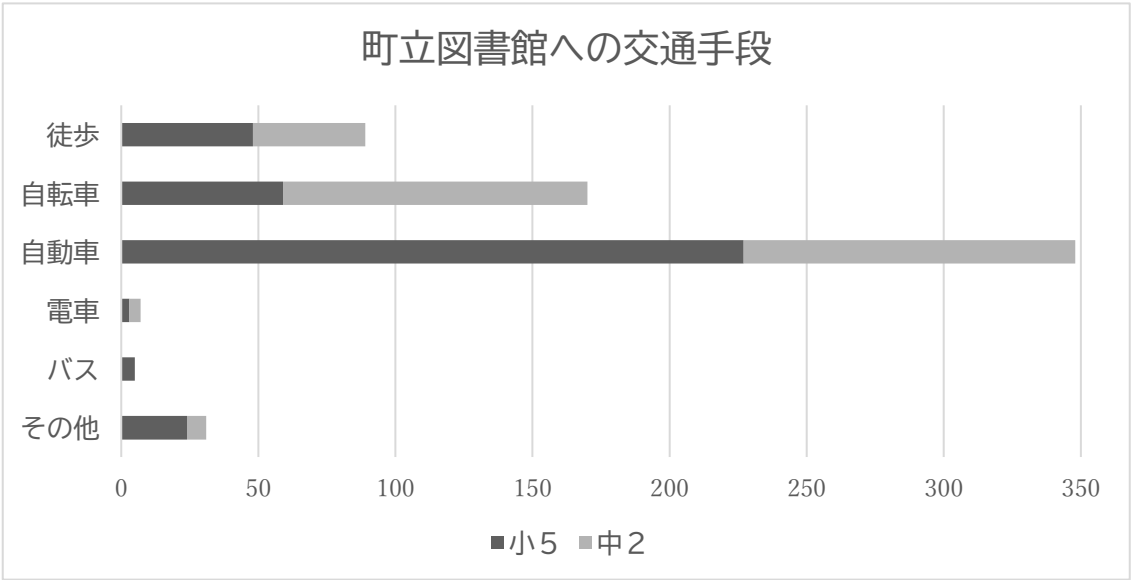
その他：クラスから近くに図書室がある。新聞を取り入れる。図鑑を特に増やす(哺乳類)。何十冊以上よんだら本をプレゼントする。鉄道関係の新刊。放課をのばす。学習マンガを増やす。キャンペーンをする。ビンゴをする。

問 12. 町立図書館をどれくらい利用しますか？



問 13. 町立図書館を利用した方にお聞きます。

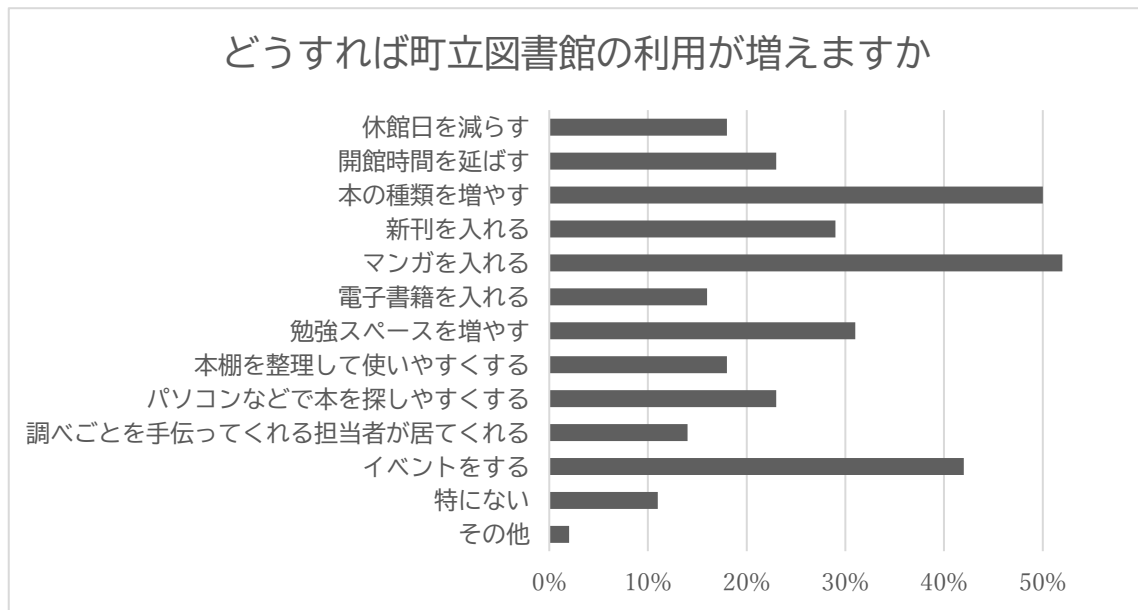
図書館へはどうやって行きますか？ 一番多い方法をお答えください。



その他：そもそも行かない

問 14. どうすれば、多くの人が図書館を利用するようになると思いますか？

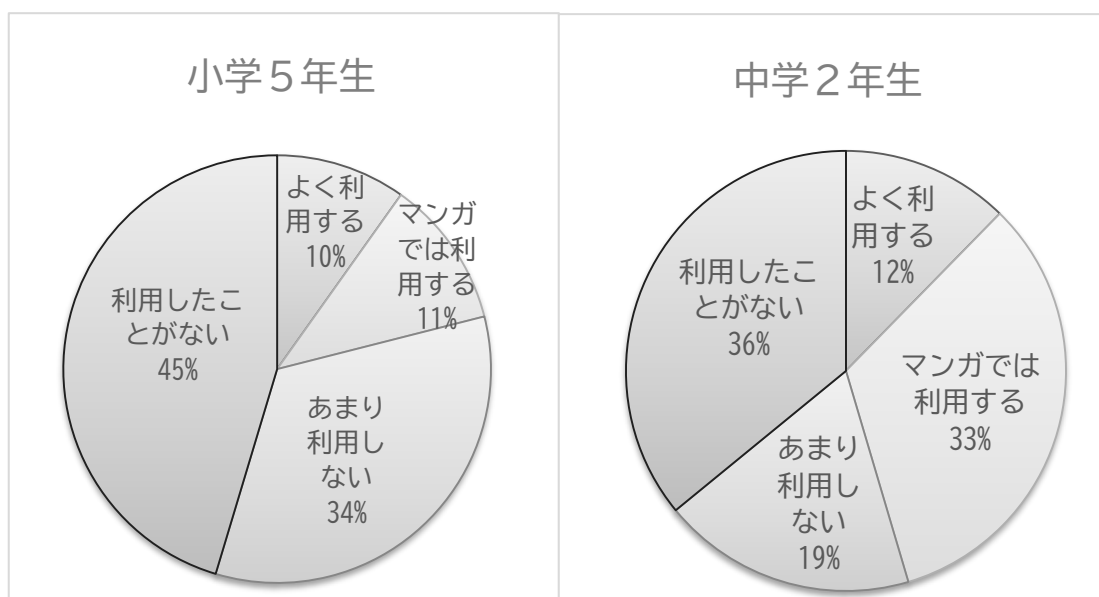
(複数回答)



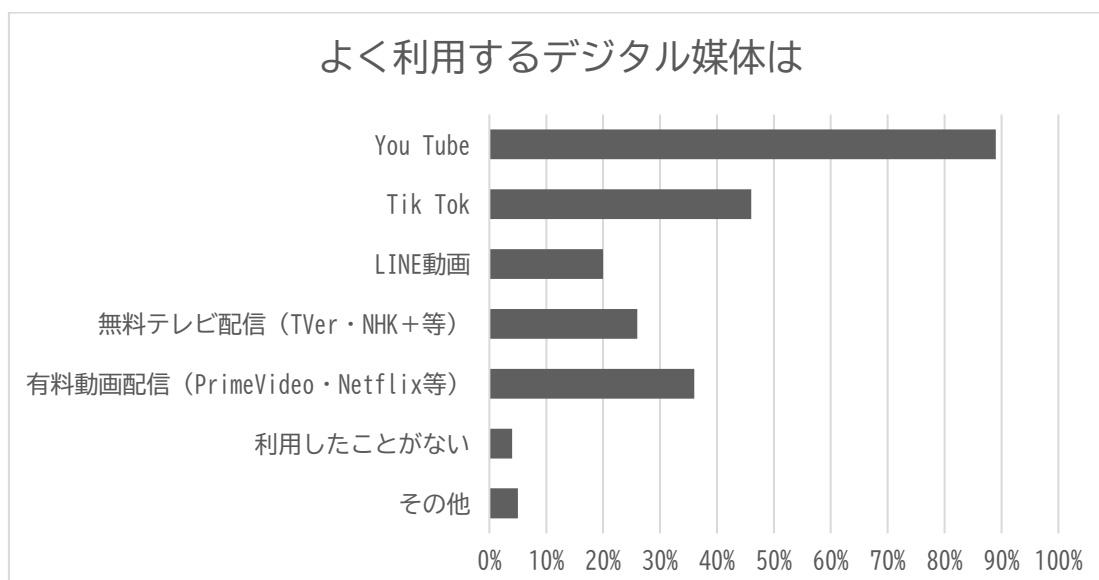
その他：新聞などに載せる。 猿の図鑑を入れる。 これ以上増やすことは難しい。

Wi-Fi を設置する。 返却ポストの場所を増やす(町の体育館やプールなどにもあると便利)。 バスの本数を増やす。 テストを増やす。 夏休みの課題とかに本を使う調べ学習を入れる。 図書館の宣伝をする。 学習室をもう少し広くする。 おすすめの本を紹介するスペースを作る。 漫画とか座るスペース増やす。 町立図書館を増やす。

問 15. 電子書籍を利用したことがありますか？



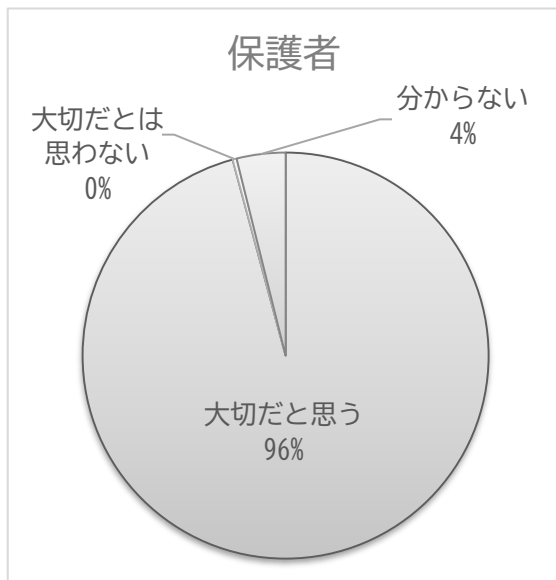
問 16. 次のうちよく利用するものはありますか？(複数回答)



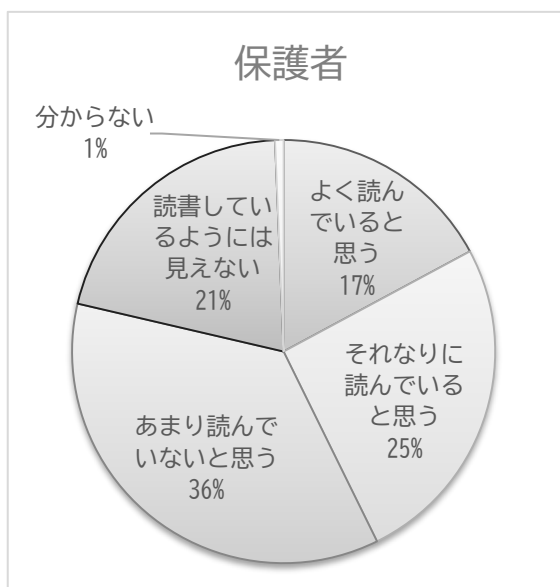
その他：Instagram・ゲームアプリ・スポーツナビ・Abema(無料のものも有料のものもある)・プリ小説・テラーノベル・pixiv・ツイコミ・Riality

【保護者向けアンケート】

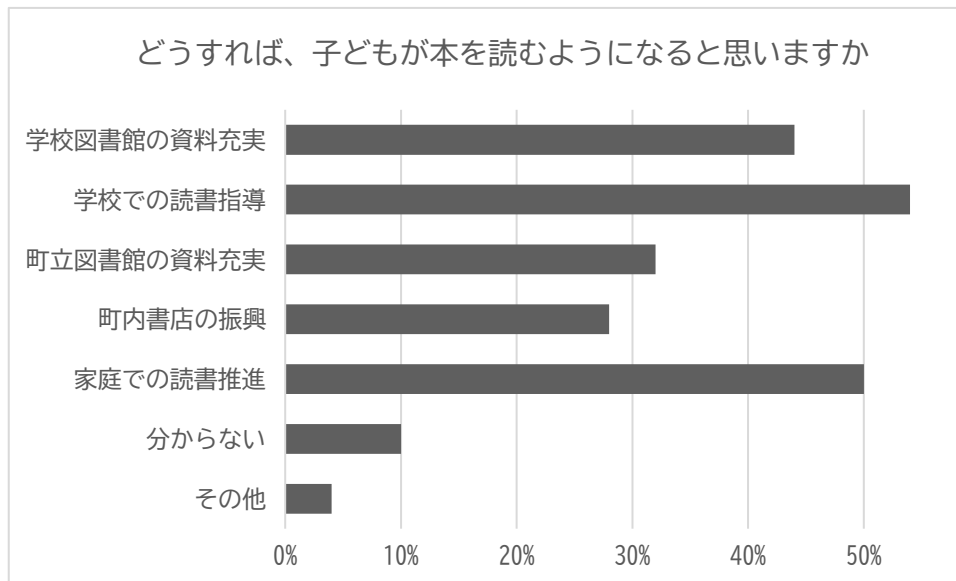
問1. あなたは、子どもの読書が大切だと思いますか？



問2. あなたのお子さんは、読書をしていますか？

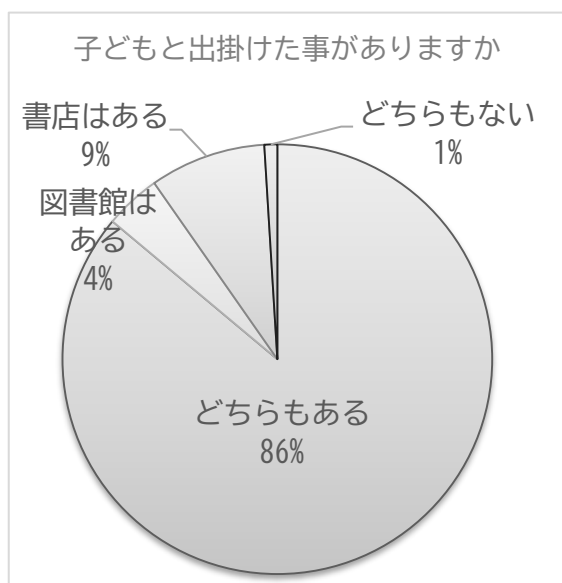


問3. どうすれば、子どもが本を読むようになると思いますか？(複数回答)

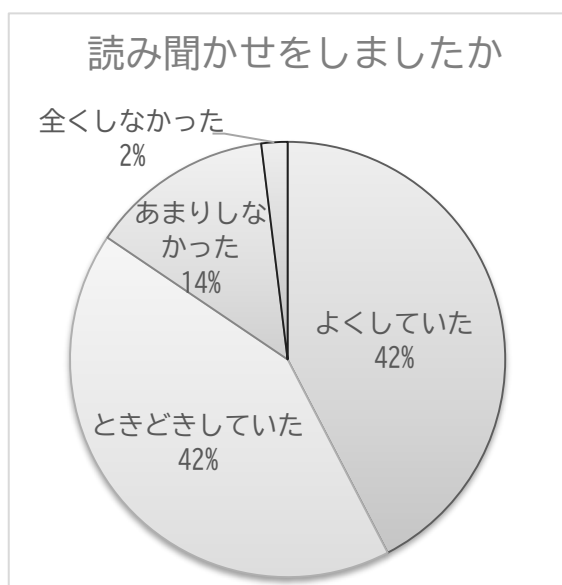


その他：図書館が近くにほしい。幼少期に読み聞かせ。家に(本を?)送ったりしてくれたら嬉しい。本の楽しさを知る。実際の本を教材に使うと興味がひけるかなと思う。でも読まない子は読まない。新しい本や話題の本、先生や有名人のオススメの本を紹介する。親が本を楽しむ。西尾市、岡崎市、安城市、幸田町が実施している読書通帳及び読書通帳機の導入。他の市町村でも手書き読書通帳の導入があるが、継続しやすいの観点から機械による記帳ができると良いと思う。学校での読書時間を長くする。子供と一緒に図書館(週に一回程)や本屋さんに行く。本を読む時間を確保する。本を返却しやすいシステム。声がけしないでも勝手に好きでよんでいます。

問4. あなたは、お子さんを連れて図書館や書店に行ったことがありますか？



問5. あなた、もしくは同居の家族が、お子さんに読み聞かせをしたことがありますか？



問6. 問5で「あまりしなかった」「全くしなかった」と答えた方にお聞きます。

読み聞かせをしなかった(できなかった)理由があれば、教えてください。

時間がなかなか無かった。 共働きで時間がなかった。 時間が合わなかった。 暇がなかった。 仕事で帰宅が遅くそれどころではない。 優先順位が下な為、時間を取ってこなかった。 忙しかった。 まとまった時間があまり取れなかった。 面倒だった。

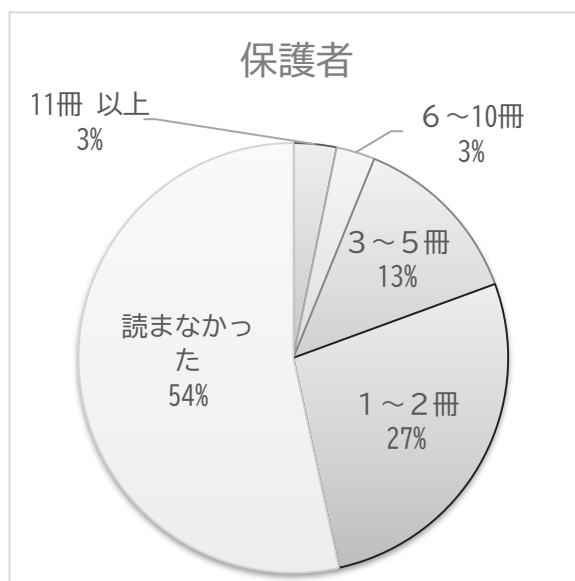
興味がなかった。 自分も本を読まない。 親自身が読書しないため。 自分自身があまり本を読まないの、習慣にならなかった。

途中で子供が飽きる。 本人が全く興味を示さないから。 読み聞かせても聞かなかった。 好みの読書が把握出来なかった。 小さい頃は絵本に興味がなくじっと聞いていることが難しかったから。

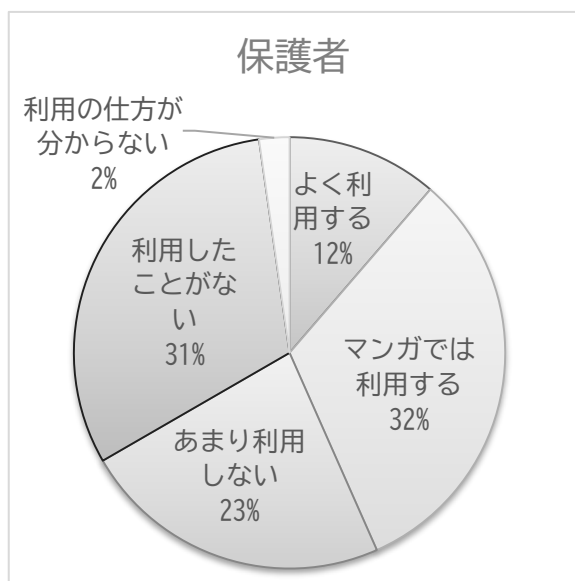
上の子が一人で本を読めるようになり、機会が減った。 保育園の時は、本を与えても破ってしまうので、興味ある本ぐらいたと、小学生から何とか自分から少し見るかたちになりました。あんまり、読んで聴かせても違う遊びに行ってしまう為、出来なかった。 2人目が生まれて、気力がなかった。 3人目の末っ子で、上の子の読み聞かせの時期が終わると、なかなか下の子と読み聞かせの時間を作ることが難しかったように感じている(上の子は一人に対して読み聞かせていた時期が長かったし、3人目が生まれても、年相応の内容かは分からないが、3人まとめて読み聞かせることができた。末っ子が読み聞かせの時期が短かったのは明らか)。

問7. 以下、あなた自身のことについて教えてください。

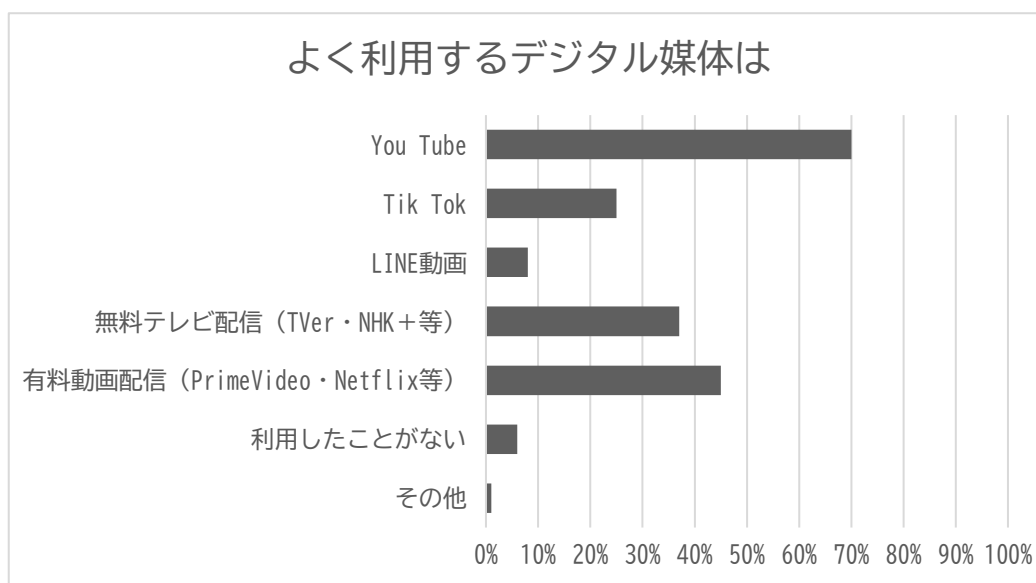
最近1か月で(マンガ・雑誌を除いて)何冊本を読みましたか？



問8. 電子書籍を利用したことがありますか？



問9. 次のうちよく利用するものはありますか？（複数回答）

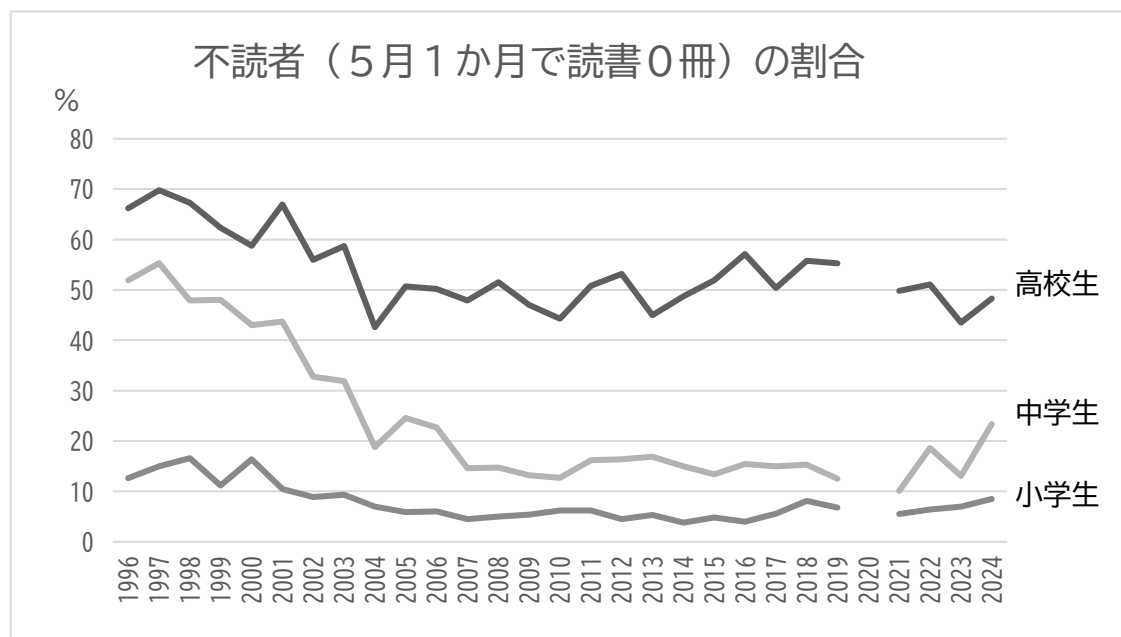
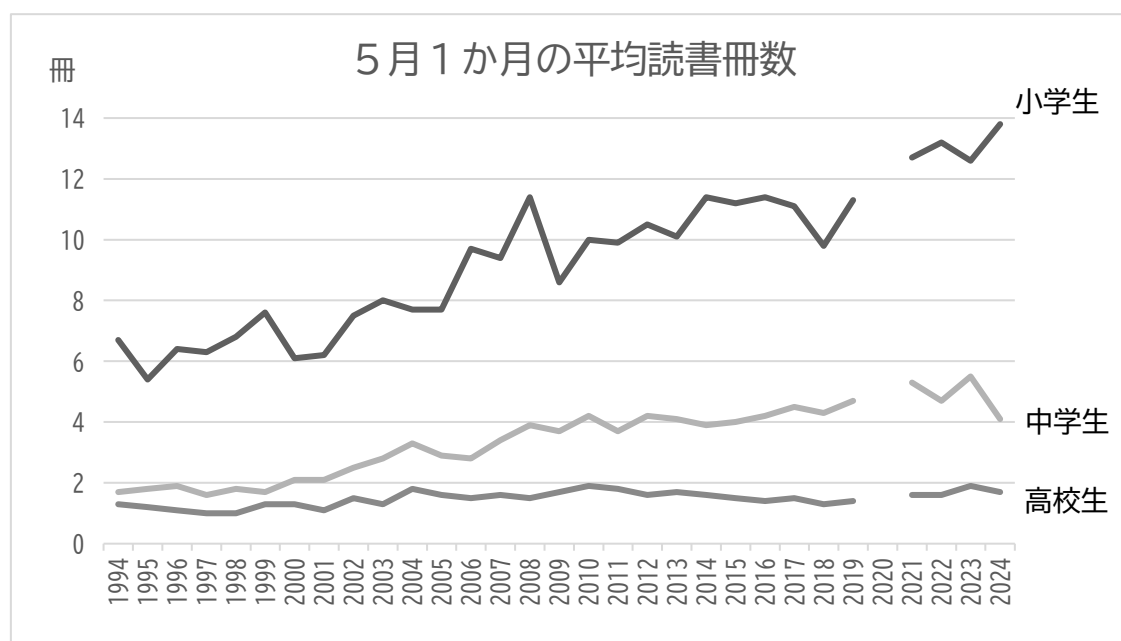


その他：Instagram

第69回学校読書調査(公益財団法人 全国学校図書館協議会)より

調査時期:2024 年6月第1・2週

調査対象:全国の小学生(4～6 年生)・中学生(1～3 年生)・高校生(1～3 年生)の抽出調査
 《小・中学校は都市規模別、高校は学科別にサンプル校を抽出し、各学年 1 クラスで実施》
 小学生:3,308 人 中学生:3,496 人 高校生:4,604 人



※ 2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の渦中において統計データが存在しない。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号制定

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における

子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法

平成17年7月29日 法律第91号制定

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。